

教育委員会定例会日程

平成22年9月28日

1 開 会

2 前回・前々回の会議録の承認

3 会議録署名委員の決定

4 議事

日程第1

報告第3号

事務の臨時代理の報告（平成22年度9月補正予算（追加））について

（スポーツ課）

日程第2

議案第18号

小田原市図書館協議会委員の委嘱について

（図書館）

日程第3

議案第19号

教育委員会委員長の選挙について

（教育総務課）

日程第4

議案第20号

教育委員会委員長職務代理者の指定について

（教育総務課）

5 報告事項

（1）市議会9月定例会の概要について （資料1 学校教育部、生涯学習部）

（2）新総合計画について （資料2 教育総務課）

（3）「史跡小田原城跡本丸・二の丸植栽管理計画」の白紙撤回を求める陳情書について
（資料3 文化財課）

6 閉 会

報告第3号

事務の臨時代理の報告（平成22年度9月補正予算（追加））について

小田原市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則（平成10年3月教育委員会規則第4号）第4条第1項の規定により、別紙のとおり臨時代理したので、同条第2項の規定により、これを報告する。

平成22年9月28日提出

小田原市教育委員会
教育長 前田 輝男

平成22年9月補正予算（追加）概要

(歳出)

(単位：千円)

科目	要求額	主な内容	財源内訳			
			国県支出金	地方債	その他	一般財源
(項)保健体育費 (目)体育施設費	65,000	<u>スポーツ広場経費</u> <u>工事請負費</u> 65,000 ・酒匂川スポーツ広場管理費 災害復旧工事請負費				65,000
合計	65,000					65,000

議案第18号

小田原市図書館協議会委員の委嘱について

小田原市図書館協議会委員の委嘱について、議決を求める。

平成22年9月28日提出

小田原市教育委員会
教育長 前田 輝男

第29期小田原市図書館協議会委員候補者名簿

任期 平成22年10月1日～平成24年9月30日

氏名	選出区分	職業等	新・再
廣澤 登美江	学校教育関係者	小田原市教育委員会教育指導課 教育相談員	再任
	学校教育関係者	調整中	
武田 要	学校教育関係者	国際医療福祉大学小田原保健医療学部 理学療法学科講師	再任
小山田 大和	社会教育関係者	小田原市社会教育委員会議委員	新任
竹井 邦夫	社会教育関係者	日本現代詩歌文学館評議員	再任
小田 佳代子	家庭教育の向上に資する 活動を行う者	小田原市放課後児童クラブ指導員	再任
宮崎 淳子	学識経験者（公募）	小田原の図書館を考える会幹事	再任
内田 昭	学識経験者（公募）	学習塾講師	新任

議案第 19 号

教育委員会委員長の選挙について

教育委員会委員長の選挙について、議決を求める。

平成 22 年 9 月 28 日提出

小田原市教育委員会
教育長 前田 輝男

議案第20号

教育委員会委員長職務代理者の指定について

教育委員会委員長職務代理者の指定について、議決を求める。

平成22年9月28日提出

小田原市教育委員会
教育長 前田 輝男

平成22年9月市議会定例会の概要について

第1日目	9月1日	水	・補正予算並びにその他議案一括上程——提案説明、細部説明
第2日目	9月2日	木	(休会) (議案関連質問通告) (一般質問通告)
第3日目	9月3日	金	(休会)
第4日目	9月4日	(土)	(休会)
第5日目	9月5日	(日)	(休会)
第6日目	9月6日	月	・質疑、各常任委員会付託、請願・陳情付託
第7日目	9月7日	火	(休会) 建設経済常任委員会
第8日目	9月8日	水	(休会) 厚生文教常任委員会
第9日目	9月9日	木	(休会) 総務常任委員会
第10日目	9月10日	金	(休会)
第11日目	9月11日	(土)	(休会)
第12日目	9月12日	(日)	(休会)
第13日目	9月13日	月	(休会)
第14日目	9月14日	火	(休会) (委員長報告書検討日)
第15日目	9月15日	水	・各常任委員長審査結果報告・採決 ・請願・陳情審査結果報告・採決 ・一般質問
第16日目	9月16日	木	・一般質問
第17日目	9月17日	金	・一般質問
第18日目	9月18日	(土)	(休会)
第19日目	9月19日	(日)	(休会)
第20日目	9月20日	(月)	(休会) (敬老の日)
第21日目	9月21日	火	・決算認定案(一般・特別・企業)一括上程——提案説明、質疑、決算特別委員会設置、付託 競輪 ・一般質問
第22日目	9月22日	水	(休会) 決算特別委員会(一般会計)
第23日目	9月23日	(木)	(休会) (秋分の日)
第24日目	9月24日	金	(休会) 決算特別委員会(一般会計)
第25日目	9月25日	(土)	(休会)
第26日目	9月26日	(日)	(休会)
第27日目	9月27日	月	(休会) 決算特別委員会(特別会計)
第28日目	9月28日	火	(休会) 決算特別委員会(企業会計)
第29日目	9月29日	水	(休会) 決算特別委員会(現地査察)
第30日目	9月30日	木	(休会)
第31日目	10月1日	金	(休会) 決算特別委員会(総括質疑)
第32日目	10月2日	(土)	(休会)
第33日目	10月3日	(日)	(休会)
第34日目	10月4日	月	(休会)
第35日目	10月5日	火	(休会) 決算特別委員会(委員長報告検討)
第36日目	10月6日	水	・決算特別委員長審査結果報告、質疑、討論、採決

厚生文教常任委員会（教育委員会関係）

平成22年9月8日開催

1 議 題

議案第58号 平成22年度小田原市一般会計補正予算（所管事項）

議案第63号 小田原テニスガーデン条例及び小田原市体育施設条例の一部を改正する条例

議案第65号 小田原市市民学習フロア条例を廃止する条例

陳情第67号 小田原市立の図書館整備を検討するため市民を含めた委員会設立に関する陳情書〔不採択〕

陳情第68号 お城通り地区再開発事業用地内の図書館開設に関する陳情書〔採択〕

2 所管事務調査

（1）報告事項

- ・教育委員会事務の点検・評価（平成21年度分報告書）について
- ・新たな青少年育成事業（おだわら自然楽校等）について

平成22年9月13日開催

1 現地視察

- ・史跡小田原城跡本丸・二の丸
- ・酒匂川スポーツ広場

小田原市立の図書館整備を検討するため市民を含めた委員会設立に関する陳情書

<陳情項目>

小田原市立の図書館の機能とそれに伴う諸問題を検討し、提案するための市民を交えた委員会を早急に設置してください。

<陳情趣旨>

今日の市立の図書館に関する諸問題の課題として

- 老朽化した城内の市立図書館（星崎記念館）に代わる図書館の整備
- 古文書、特別収書等の貴重資料の保全と活用
- 市内全域に居住する市民の利用を促進できる図書館機能
- 小・中学校図書室やその他の生涯学習施設（生涯学習センターけやき、マロニエ、いずみ、こゆるぎなど市民センターや尊徳記念館など）の図書室との連携
- 部分的に業務委託されている図書館の現状

等々が考えられますが、「小田原の図書館を考える会」では、それらの諸課題について調査研究し、具体的に『市民にとって理想的な図書館とは何か』を考えてきました。

また本会では、老朽化している城内の小田原市立図書館を一日も早く再建してほしいと2000年11月と2004年2月の二度にわたり陳情書を提出、市議会では採択されたものの、その方向は示されないままになっております。城内の小田原市立図書館の老朽化は、職員のいろいろな努力を超えており、その図書館の再建についての緊急性は増すばかりです。

従ってこの時期にこそ、小田原市立の図書館の諸課題解決に向けて、出来るだけ早い時期に総合的に検討していくことが必要だと考え、市民を含めた委員会の設立を望んでやみません。

そこで表記項目を陳情いたします。

以 上

平成 21 年 6 月 11 日

小田原市議会議長

志 澤 清 様

小田原市国府津 5-9-28

小田原の図書館を考える会

代表 大曾根 京 子 ㊞

お城通り地区再開発事業用地内の図書館開設に関する陳情書

<陳情項目>

お城通り地区再開発事業用地の中に貸出機能を充実させた市立の図書館を開設してください。

<陳情趣旨>

この度小田原市では、「小田原駅・小田原城周辺まちづくり検討委員会」の報告を受けて、お城通り地区再開発事業用地内に子育て支援機能、図書館を含む市民学習機能、会議室など公共施設を整備すると、再開発事業の方針が出されました。今日、市の中心市街地周辺に居住する人たちや、通勤・通学さらには所用で中心市街地に集まってくる人たちにとって、小田原駅前に図書館を設置してほしいとの要望も、ますます高まっています。

私たちは、すべての図書館機能を備えている大きな図書館でなくても、貸し出し機能を充実させた図書館が駅前に設置されると、多くの市民がもっと図書館を有効に利用でき、小田原の街の賑わいにも、大いに影響が及ぼされると確信しております。

そこで「小田原の図書館を考える会」では、貸出機能の充実した図書館の設置をせつに希望して、上記の項目を陳情いたします。

以 上

平成 21 年 6 月 11 日

小田原市議会議長

志 澤 清 様

小田原市国府津 5-9-28

小田原の図書館を考える会

代表 大曾根 京 子 ㊞

平成22年小田原市議会9月定例会

一般質問 9月15日～21日

質問順 1 8 番 横田八郎

- 1 公立小中学校の二学期制に関して
 - (1) 当市における学校二学期制採用のプロセスについて
 - (2) 三学期制との比較における二学期制のメリットについて
 - (3) 二学期制に移行後の現場からの意見聴取について
 - (4) 二学期制の今後に対する考え方について

質問順 2 18 番 植田理都子

- 1 史跡小田原城跡本丸・二の丸植栽管理計画について
 - (1) 計画策定の経緯について
 - (2) 計画の実施にあたり市民の理解をどう得ていくか

質問順 3 7 番 大村 学

- 1 長興山の枝垂桜（市指定天然記念物）の樹勢衰退の懸念について
 - (1) 文化財・観光資源としての重要性について
 - (2) 樹勢状況について
 - (3) 長興山の枝垂桜に対する今後の手入れと展望について

質問順 4 23 番 井原義雄

- 3 本市のスポーツ施設について
 - (1) 酒匂川スポーツ広場内の管理用通路の整備について
 - (2) 酒匂川スポーツ広場管理棟の整備について
 - (3) 酒匂川スポーツ広場（サッカー場）及び上府中スポーツ広場の芝生化について
 - (4) 小田原アリーナの管理運営について
- 4 「おだわら安心・安全メール」の有効活用について
 - (1) 地域の諸団体との「おだわら安心・安全メール」の共有化について
- 5 学校と地域の連携について
 - (1) 学校林等を活用した地域との連携について

質問順 6 15 番 佐々木ナオミ

- 1 第5次小田原市総合計画基本構想・基本計画 行政案について
 - (4) 学校教育の充実について

質問順 8 25 番 原田敏司

- 1 史跡小田原城跡本丸・二の丸植栽管理計画について問う
 - (1) 植栽の管理について
 - (2) 経費について

(3) 市民の意見に対する対応について

質問順 9 27番 田中利恵子

- 1 さらに一人ひとりに目が行き届く豊かな学校教育となるために以下伺う
 - (1) 不登校児童・生徒の現状と対策などについて伺う
 - (2) 30人以下学級をめざす立場から本市の少人数学級編制のとりくみの評価と課題などについて伺う
 - (3) 全国一斉テスト中止の立場からの、今年度のテストへの参加と結果の公開について伺う
- 2 保育園、幼稚園の保育室、学校の普通教室などに空調設備（クーラー）を設置することについて
 - (1) 夏場の保育室、学校の普通教室などの環境はどのようになっているのか、その実態について伺う
 - (2) 計画的に空調設備（クーラー）を設置すべきと考えるが見解を伺う

質問順11 16番 檜山智子

- 2 第5次小田原市総合計画基本構想・基本計画 行政案に関連して
 - (2) 城址公園の緑保全と史跡整備について

質問順12 19番 堀村逸郎

- 3 子どもの読書推進活動の充実
 - (1) 家庭における「家読」運動の実施等について
 - (2) 地域における子どもの読書推進活動等について
 - (3) 小・中学校における読書推進活動について
 - ア 学校図書館への専任司書の配置について
 - イ オーサー・ビジットの活用について

質問順13 10番 小松久信

- 1 小田原市の債権等の処理について
 - (2) 私法上の債権等について
 - ア 水道料金、公営住宅の家賃、学校給食等について

質問順15 1番 鈴木美伸

- 1 広域農道小田原湯河原線の進捗状況等について
 - (2) 石丁場群の活用等について
- 3 学校教育の問題等について
 - (1) 学校2学期制について
 - (2) 児童生徒指導上の問題行動等の発生状況と対応について

※ 一般質問（学校教育部）

議員	№	答弁	質問要旨	答弁要旨
横田	1	教育長	小田原市において学校2学期制はどのようなプロセスを経て採用に至ったのか、また、採用に際してはスムーズにことは進んだのか伺う。	学校2学期制の実施については、平成16年度より、研究実践校6校における実践的、実地的な研究を行い、その状況や研究実践校連絡会において協議された内容や他市町の実施の成果や動向などを踏まえて、教育委員会で協議を重ねた。その上で、平成17年9月の教育委員会定例会において、平成18年度から市内全小中学校での2学期制の実施を決定した。学校2学期制の実施に向けては、校長会等に説明するとともに、各中学校区における保護者や地域の方への説明会や広報活動を行い、理解を求めた。各中学校区における保護者や地域の方への説明会では、2学期制実施に伴う不安や心配などを含め、さまざまな意見を頂いた。
横田	2	教育長	学校2学期制を採用するにあたり、決定に至る主だった理由は何だったのか。また、それらに對して結果はどうか伺う。	教育委員会として、学校2学期制の実施をきっかけに、学校教育の見直しと充実を行うことを通して、子どもたちの学校生活の充実や確かな学力の向上を目指してきた。これにより、学校の活性化や教職員の意識改革を図ることへもつながっていくと考えてきた。実施の結果としては、「授業時間の確保と有効な活用ができたこと」、「学校行事や教育活動全体の見直しと工夫ができたこと」、「充実した7月・12月を過ごすことができたこと」など、さまざまな効果が得られた。
横田	3	教育長	学校2学期制実施後、保護者を含めた現場からの意見聴取を行ったのか。また、その時の顕著な意見はどのようなものだったのか伺う。	学校2学期制を正式に導入した平成18年度は、児童・生徒、保護者、教職員に対して、また、平成20年度は、各学校に対して、それぞれアンケート調査を実施した。顕著な意見として、学校現場からは、夏休みや冬休みの直前まで落ち着いて授業を進めることができたことや、授業時数の増加や子どもとじっくり関わる時間が確保できたこと、きめ細かな指導の実現ができたことなどの意見があった。また、2学期制の目的の保護者への周知や長期休業前に通知表が出ないことへの対応の難しさなどの意見も挙げられた。保護者からは、「教育相談やサマースクールの充実が図られた」、「三者面談によって子どもの学習状況の理解に役立った」といった意見がある一方、「前期後期のけじめがない」、「夏休み前に通知表がほしい」などといった意見も挙がっていた。

横田	4	教育長	<p>学校2学期制について、市として今後どのように対応し、どのような方向性を考えているのか伺う。</p>	<p>学校2学期制を導入してから5年を経過した今年度は、PTAの方など多くの方からご意見をいただいていることから、学校2学期制検討委員会を立ち上げ、二学期制実施の成果と課題を検証し、学期のあり方を検討したいと考えている。なお、検討委員会は、今月中に立ち上げ、平成23年度に今後の学期制の方向性を明らかにしていきたいと考えている。検討に向けては、保護者や学校現場などからの声を十分吸い上げ、それをもとに検討を行ってきたい。</p>
井原	5	教育長	<p>児童・生徒の安全を見守る地域諸団体に「おだわら安心・安全メール」の登録を積極的に呼びかけ、情報を共有すべきと思うが、考えを伺う。</p>	<p>現在、地域の多くの方々に、登下校の見守り等安全ボランティアとしてご協力をいただき、大変感謝している。ご指摘のとおり、不審者情報等の共有が地域に、より広がれば、子どもたちの安全を守る体制はさらに充実すると考える。今後も、地域諸団体や学校に対し、「おだわら安心・安全メール」の積極的な紹介を行うとともに、学校だより等を通して、保護者や地域の方々への登録の呼びかけを行ってまいりたい。</p>
井原	6	教育長	<p>早川小学校では、早川財産区から学校林としての土地を借り、多くの成果を上げている。この事業を関係団体の協力を得ながら、他の学校にも広めるべきではないか。</p>	<p>早川小学校では、PTAが早川財産区から借りている学校林があり、早川財産区を始め、地域や森林組合の方々の協力のもと、間伐材を使用したテーブルやベンチの製作を行っている。現在、この活動は、早川小学校を中心に、大窪小学校や城南中学校にも広がっている。一方、学校林については、以前、白山中学校が保有していたが、その維持・管理が困難なことから返還した経緯があり、現時点では、新たな学校林を設けることは、難しいと考えている。しかしながら、子ども達は、このような活動を通じて、自然との触れ合いや、森林環境の保全、また、地域の方々との交流により多くのことを学んでいる。市としても、こうしたことが大切であることから、地域一体教育を推進しており、提案については、財産区や森林組合、また、地域の方々の理解と協力が不可欠であるが、今後、どのような方策が考えられるか、検討してまいりたい。</p>

佐々木	7	市長	<p>校庭の芝生化について、現在、3施設で試行しているが、その検証が終わっていないのに、具体的に基本計画に記述するのは如何なものか。</p>	<p>校庭の芝生化については、現在、新玉小学校及び下府中小学校の2校と東富水幼稚園の1園で取り組んでいる。実際に携わっている学校や地域の方からのお話では、子ども達が校庭で遊ぶことが増え、怪我をする子どもが減るとともに、体感的に涼しく感じるようになったとのことである。また、校庭の土砂の流出や砂塵防止にもつながっていると聞いている。さらには、芝生の植え込みや水撒き等の管理作業を通して、芝生への愛着が深まるとともに、子ども達と地域の方々との触れ合いが、これまで以上に活発になっているとのことである。現時点においては、維持・管理などの課題があることは承知しているが、校庭の芝生化については、只今、申し上げたような効果が見られることから、芝生化が可能な学校については、地域の理解と協力をいただきながら進めて行きたいと考えている。そのようなことから、新総合計画の基本計画に記述したものである。</p>
佐々木	8	教育長	<p>総合計画基本構想・基本計画の「学校教育の充実」の中で、共に学ぶ教育の実現に向けた支援が、先導的施策や、想定事業の中で具体的な方向性が示されていない。明記すべきではないか。</p>	<p>共に学ぶ教育の実現に向けた支援教育の推進は、ご指摘のとおり、非常に重要であると考えている。今後も子どものさまざまなニーズに、より効果的に対応できるよう、教育環境等を整える中で、子どもたちが成長の段階でさまざまな人と関わり合い、共に学ぶ教育を更に推進していくべきものと考えており、基本計画に記載している。なお、先導的施策や想定事業については、取り組み例としては記載していないが、重要であると考えているので、今後の事業の中で具体的に実施してまいりたい。</p>
佐々木	9	教育長	<p>総合計画基本構想・基本計画の「学校教育の充実」に「教育格差」という言葉が意味しているのか。</p>	<p>教育格差とは、一般的には、子どもたちが生まれ育った環境により、受けることのできる教育に格差が生まれることとであり、格差社会に関連して作られた造語であると言われている。子どもたちを取り巻く環境によって、子どもたちがさまざまな影響を受けることは、解決すべき課題のひとつと捉えている。教育格差を含めたさまざまな課題を解決していくためにも、教職員が自らの力を伸ばすとともに、子どもたち一人ひとりを大切にしたいきめ細やかな教育を進めていきたいと考えている。</p>

田中	10	教育長	<p>平成17年度から平成21年度の不登校児童・生徒数の推移について伺う。</p> <p>平成17年度から平成21年度における不登校児童・生徒数の推移について質問があった。平成17年度の不登校児童数は46名、生徒数は230名。平成18年度の不登校児童数は46名、生徒数は224名。平成19年度の不登校児童数は56名、生徒数は230名。平成20年度の不登校児童数は52名、生徒数は229名。平成21年度の不登校児童数は62名、生徒数は223名であった。なお、平成21年度の小学校の不登校児童数については、これまで家庭から病欠と連絡を受けていた欠席者についても、教職員が不登校の視点を持って広く支援していこうと考えたことによるもので、その分が、やや増加している。</p>
田中	11	教育長	<p>平成17年度から平成21年度における不登校対策の内容について伺う。</p> <p>平成17年度は、不登校対策委員会を年3回開催し、平成16年度に作成したリーフレットを全校に配布し、その周知に努めるとともに、校内組織のあり方や校内の居場所づくり等について、情報交換を行った。平成18年度については、年3回の不登校対策委員会を開催するとともに、児童・生徒指導研修会や不登校・いじめ対策会議において、不登校解消に向けて協議を行った。また、教育研究所においては、「不登校生徒を対象とした学習支援のあり方」についての研究を行い、不登校の児童や生徒が使える学習課題プリントを作成した。なお、このプリントは、全小中学校や教育相談指導学級に配付をし、現在も活用されている。平成19年度は、全小中学校を教育相談員が訪問し、不登校の現状についての聞き取りと支援を行うとともに、不登校対策支援室を設置し、教室へ行けない子ども達の支援を行うほか、不登校児童生徒訪問相談員を中学校3校に派遣し、ひきこもり傾向で相談機関につながっていない子ども達の家庭への支援を行った。なお、現在も4校に派遣している。平成20年度においては、平成22年度までの3年間を不登校対策強化年と位置づけ、不登校出現率を全国平均に近づけることを目標に、各学校ごとに数値目標を掲げ、その目標を達成するため、校内に推進担当を設置するほか、小中学校の連携を強化するための連絡会の開催や、毎月の欠席調査の工夫などにより、不登校の早期発見・早期対応に努めている。また、指導主事の学校担当制を敷き、担当する学校と一体となった指導助言を行うとともに、教育指導課と教育相談指導学級、関係諸機関とが連携を図り、組織的な対応に努めたほか、教育研究所においては、教育相談コーディネーターによる「不登校対策に関する研究」を行い、その成果を各校の不登校対策担当者に提示した。</p>

田中	12	教育長	<p>過去5年間の不登校対策の評価と課題について伺う。</p> <p>不登校対策については、5年間の取り組みの結果、その解消に向けた教職員の意識が高まり、支援の仕方も見直されるとともに、教育相談コーディネーターを中心とした校内支援体制が作られ、担任一人で問題を抱え込むことなく、一人ひとりの状況に合わせたチームでの支援がなされるようになった。また、各中学校に設置した校内支援室は、学校に来ることはできるが教室に入れない生徒にとって、今や欠かすことのできない居場所となっている。課題としては、中学1年生において不登校数が増加する、いわゆる中1ギャップの解消と、ほとんど登校できない児童・生徒が、将来自立し、社会参加ができるようになるための適切な支援のあり方の2つが挙げられる。なお、中1ギャップの解消については、小中の連携を強化し、小学6年生の中学校の行事参観、授業や部活動の体験、中学校教員の出前授業等、様々な取り組みがなされている。</p>
田中	13	教育長	<p>本市の少人数学級編制の取組みについての評価と課題について伺う。</p> <p>本市では、平成21年度より、小学校1・2年生で35人以下の少人数学級編制を実施するとともに、30人を超えて35人以下の学級のある学校にはスタディ・サポート・スタッフを配置し、実質的な30人学級を実現している。少人数学級編制により、学習面、生活面ともに、児童一人ひとりに教師の目が行き届き、児童とじっくり関われることで、きめ細やかな指導・支援が可能となった。また、低学年の児童が新しい環境に不安を感じたり、戸惑ったりすることなく、学校生活になじむことができている。課題としては、少人数指導スタッフ及びスタディ・サポート・スタッフの人材の確保などが挙げられる。</p>
田中	14	教育長	<p>本市は、なぜ抽出調査になった全国学力・学習状況調査に、希望利用も含めて全校が参加したのか伺う。</p> <p>その主な理由としては、確かな学力の向上が本市の重要課題であり、学力を客観的に把握できる本調査に参加することにより、各学校における児童生徒への教育指導の充実や学習状況の改善等に役立てることが可能になること。また、平成19年度に小学校6年生として本調査に参加した児童が、本年度は中学校3年生として参加することになり、過去のデータとの比較による検証が可能となること。さらには、本年度の参加対象となる児童生徒の保護者へのアンケートの結果、多くの保護者が、自分の子どもの実態を知りたい等、参加希望の意思を示したことなどが挙げられる。</p>

田中	15	教育長	<p>昨年度の全国学力・学習状況調査の本市の結果の公開に対し、どのような反応があったのか。また、今後は公開すべきではないと考えるが、どのように考えているのか伺う。</p>	<p>本市の昨年度の全国学力・学習状況調査の結果は、各校並びに全教員に冊子にして配布しているほか、ホームページ上で公開しているが、今のところ特別な反応はない。平成21年度については、「学校ごとの結果を公開した場合は、学校間の序列化や過度な競争につながる恐れがあるが、市全体の結果の場合は、その心配がないので公開すべき」という情報公開審査会の答申をいただいたことから、市全体の結果を公開したものである。なお、今後の公開については、その都度、教育委員会定例会において決定していただくことになっており、今年度についても、その結果がまとまり次第、審議していただく予定である。</p>
田中	16	市長	<p>夏場の保育室、学校の普通教室などの環境はどのようになっているのか、その実態について伺う。</p>	<p>教室の温度については、夏場は、25度～28度が望ましい温度とされている。今年の夏の猛暑では、30度を超えた教室が見受けられた。各学校では、暑さ対策として、風通しの良い教室や空調設備のある教室で授業を行うほか、子ども達には、水筒を持参し、小まめに水分補給を行うなどの指導をしている。こうした中、子ども達は、辛抱強く、学校生活を送っているとの報告を受けている。学校における空調設備の設置状況であるが、全ての小・中学校及び幼稚園の保健室への設置は完了し、教室については、現在、パソコン教室や特別支援教室、また、管理諸室に、順次、設置しているところである。なお、学校給食調理場については、休憩室に設置している。</p>
田中	17	市長	<p>学校に計画的に空調設備（クーラー）を設置すべきと考えるが見解を伺う。</p>	<p>今年の夏は、記録的な猛暑の中、学校施設を使用する多くの子ども達、教職員等の学校関係者の方々には、快適とは言えない環境の中での学校生活となっていることは承知している。学校施設における空調設備については、これまで、パソコン教室や特別支援教室、また、管理諸室への設置を順次行っており、引き続き計画的な整備を行っていく。なお、普通教室については、空調設備の設置には、多額の費用を要することから、天井への扇風機の設置を基本とし、順次、整備を進めてまいりたい。</p>

堀村	18	教育長	<p>平塚市や大和市をはじめとして様々な市で、学校図書館への専任司書を配置し、効果をあげている。子どもの読書活動を推進するための専任司書の配置について、小田原市としての考えを伺う。</p>	<p>現在、学校図書館の運営にあたっては、司書教諭と図書ボランティアが連携を図りながら、子どもの読書活動の推進に向けて取り組んでいる。しかし、各学校に配置されている司書教諭は、図書館業務を専任しているわけではない。ご指摘のとおり、学校図書館の業務を専任とする司書を配置する自治体が増加し、その効果を得ていると聞いている。専任司書の配置の重要性については十分認識しており、引き続き、図書ボランティアとの連携を深めるとともに、予算等の課題はあるが、今後、専任司書の配置に向け、努力していきたい。具体的には、中学校区に専任司書を1人配置し、学区内の小・中学校を担当させ、司書教諭の補助的な役割を担いながら、子どもの読書活動が推進できればと考えている。</p>
堀村	19	教育長	<p>子どもの読書活動を推進していくため、本の作家が学校を訪問して出前授業を行うオーサー・ビジット事業を、積極的に活用していく考えはないか伺う。</p>	<p>オーサー・ビジットは、子どもの読書意欲の向上を効果的に図ることを目的に、新聞社などが実施主体となって、学校に著名な作家を派遣し、その作家が子どもに直接語りかけながら、出前授業を行う取組である。本市の小・中学校では、これまで小学校3校が事業に応募したが、いずれも採択されず、実施できなかった。子どもの読書活動を推進していく上で、様々な創意工夫が必要であり、その一つとして、オーサー・ビジットの活用は効果的であると認識している。今後も、各学校が機会を捉えて、積極的にオーサー・ビジットの活用がなされるよう、情報を収集し、その提供に努めていきたい。</p>

小松	20	教育長	平成18年度及び平成20年度の給食費の徴収状況と、未納対策について伺う。	<p>まず、給食費の徴収状況であるが、平成18年度においては、児童生徒数は16,186人、年間給食費は約7億1千614万円に対し、徴収人数は、16,073人、徴収額は約7億1千421万円で、徴収率は、児童生徒数対比で99.3%、年間給食費対比で99.7%であった。平成20年度においては、児童生徒数は16,032人、年間給食費は約7億982万円に対し、徴収人数は、15,923人、徴収額は約7億785万円で、徴収率は、児童生徒数対比で99.3%、年間給食費対比で99.7%であった。次に、給食費の未納対策であるが、平成17年度においては、校長会や保護者等で構成される小田原市学校給食会の学校給食費検討委員会で検討し、督促のための通知や啓発チラシを作成した。各学校では、未納家庭への通知による催促や、保護者面談・家庭訪問を行うほか、啓発チラシや給食便りを全家庭へ配布し、未納解消についての呼びかけを行った。また、教育委員会としては、未納家庭の経済状況等を見極め、就学援助制度の対象となる家庭には、その制度を利用するよう、学校へ働きかけた。その結果、現金集金への切り替えや、就学援助制度の利用が進み、平成18年度末において、前年度に比べ、中学校では未納額が65万円ほど減り、未納率は0.8パーセントから0.57パーセントと、約0.2ポイントの改善が見られた。その後は、概ね横ばい状況にあるが、教育委員会では2ヶ月に1回、未納状況調査を行うほか、生活保護や就学援助制度利用者からの確実な徴収について関係課や学校との連携に努めるとともに、学校においては、現金徴収に切り替えるなど、引き続き粘り強く取り組んでいる。また、平成22年6月から子ども手当の支給が開始されたが、法の趣旨に則した用途に用いられるよう、関係課に申請者への啓発について依頼を行った。なお、子ども手当については、給食費の未納分に子ども手当を充当できないかなど、現在、国において検討されているところであるので、その動向に注視してまいりたい。</p>
鈴木	21	教育長	学校2学期制を採用した学校が3学期制に戻した、という新聞報道があったが、3学期制に戻した理由について、市としてどのように捉えているか伺う。	<p>3学期制に戻した詳細については把握していないが、新聞報道から読み取ると、「目的とした授業時間数確保がそれほど実現できなかったこと」や「学期の途中で長期休業が入り、メリハリがつかないという不評があったこと」が、3学期制に戻した背景として挙げられていた。3学期制に戻した市や学校では、それぞれが置かれている状況などを踏まえて検討がなされ、その結果として3学期制に戻したものであると考えられる。今回の見直しにあたっては、こうした動きなども踏まえながら検討を行っていききたい。</p>

鈴木	22	教育長	なぜ、ここで学校2学期制検討委員会を立ち上げたのか、改めて伺う。	学校2学期制については、昨年の市議会12月定例会においての1番鈴木議員からのお尋ねに対して、平成22年度に検証していく旨、ご答弁させていただいたが、PTAの方など多くの方からご意見をいただいていることや学校2学期制を導入し5年目を迎えたことなどから、今年度、学校2学期制検討委員会を立ち上げ、学期制のあり方について検討することとした。
鈴木	23	教育長	小田原市立小中学校でのいじめ・暴力行為の実態について伺いたい。	平成21年度のいじめの件数は、小学校が33件、中学校が35件、暴力行為の件数は、小学校が2件、中学校が88件である。前年度と比較し、いじめは、ほぼ同様で、暴力行為は、減少している。県の発生比率と比較すると、いじめ、暴力行為ともに少ない状況である。
鈴木	24	教育長	小田原市立小中学校でのいじめ・暴力行為の内容と原因について伺いたい。	いじめの内容については、「冷やかし・からかい・悪口等」が最も多く、次いで「仲間はずれや集団による無視」、「暴力をふるわれる」となっている。暴力行為の内容については、「生徒間暴力」が最も多く、次いで「器物損壊」、「対教師暴力」、「対人暴力」となっている。いじめや暴力行為の原因については、「思春期における心の不安定」、「本人の人間関係のトラブル」、「家庭の様々な状況」などが考えられ、それらが複雑に絡み合ったストレスが原因と思われる。
鈴木	25	教育長	小田原市立小中学校でのいじめ・暴力行為に対する学校や教育委員会の対応について伺いたい。	いじめや暴力行為をなくすには、教育活動全般を通して良好な人間関係づくりを構築し、仲間を思いやる心・仲間を大切にすることを育むことが、いじめや暴力行為を減少させる原動力となると考えている。そこで、各学校では、日常的に子どもの変化を見逃さないようにするために、きめ細やかな教育相談等を行うとともに、教職員が一体となって、いじめや暴力は絶対に許さないという意識を高め、保護者や地域と連携して指導にあたっている。また、児童会や生徒会が中心となって「自分たちの手で、いじめや暴力行為をなくしていこう」という意識を持てるよう指導するとともに、子どもたちが主体となって活動を行っている。教育委員会としては、人権教育研修や児童生徒指導研修などを通じ、教職員への指導を行うとともに、個別支援員や生徒指導員などを配置することにより、いじめや暴力行為の解消に努めている。

※ 一般質問（生涯学習部）

議員	NO	答弁	質問要旨	答弁要旨
植田	1	市長	「市民の力を活かす市政、市民の目線に立ち、市民が参画し、市民の期待を実現する、市政運営の仕組みを創る」市長の基本的な考え方が、今回の策定に反映されていると考えているか。	この計画の策定については、平成20年3月に史跡小田原城跡調査・整備委員会からの提言を受け、庁内関係職員による研究を踏まえた上で、最終的に史跡小田原城跡本丸・二の丸植栽管理計画策定委員会を設置し検討してきたもので、長いプロセスを経て策定したものである。策定委員会の委員構成については、市民公募は行わなかったが、市民代表として地元の連合自治会長や、日頃城址公園の観光ガイドを担って頂いているNPO法人の代表にも参加して頂いており、市民の参画が図られていると認識している。
植田	2	市長	この計画に対して白紙撤回の陳情が出されたが、市長はそのような市民の反応を想定していたのか。	植栽管理計画が策定された以降、これまでに市民から計画に対する賛成から反対までの意見を頂いている。この計画は、史跡としての景観の回復・遺構の保全・来訪者の安全確保・適切な維持管理を基本理念として、適切な植栽管理を行っていくために策定したものである。小田原城址公園は、中心市街地の貴重な緑の空間として、あるいは市民の憩いの空間として、多くの市民に親しまれ、また、貴重な歴史資産として誇りや愛着をもたれているところである。いずれにしても、城址公園には、市民の方々が様々な思いを抱かれており、その整備の進め方や管理の在り方についても大変関心が高いことから、この植栽管理についても十分な説明が必要であると認識していた。
植田	3	市長	造園上の植栽だけでなく、生物多様性の観点からの植栽、生態系を見通しての管理という視点について、市長の考えを問う。	城址公園は、都市公園としても機能しており、市民や来訪者に多様な恩恵をもたらしている。その一方で、多様な樹木が繁茂してきており、近年では、日常管理できる限界を超えてしまい、遺構の破壊、樹木の倒壊、枝の落下などの事故が増え、また、防犯上の対策についても指摘されてきたところである。この計画は、史跡としての景観の回復・遺構の保全・来訪者の安全確保・適切な維持管理を基本理念として、適切な植栽管理を行おうとするものである。ご指摘のように、動植物の生態系への影響等も配慮する必要があるという考えは大切であるが、まずは先の4つの基本理念を優先しつつ実施してまいりたいと考えているので、ご理解頂きたい。

植田	4	市長	9月26日の現地見学会及び説明会で参加者が意見を述べる機会があるのか。また、これ以降にも、市民の質問や意見を聞く機会があるのか。	現地見学会では、実際に現場で城址公園内の樹木の状況をご確認いただきながら、計画の概要を説明させていただき、さらにその後の説明会では、参加者との意見交換を行う時間を設ける予定である。また、9月26日以降についても、ご質問等については個別に対応させていただくほか、機会を捉えて現地見学会等を開催し、市民に説明する場、市民の意見を伺う機会を設けてまいりたいと考えている。
植田	5	市長	市民から出された意見は、計画を実施する上でどのように扱われるのか問う。	この計画は、城址公園における樹木の取り扱い方針として統一的な考え方を示したものであり、今後の植栽管理の指針となるものである。計画の実施にあたっては、樹木の取り扱いについてより詳細に検討する必要があることから、史跡小田原城跡調査・整備委員会に植栽専門部会を設置し、実施にあたってのより具体的な方策等を検討していく予定である。市民からいただいた意見については、そうした中でも参考にさせていただき、実施してまいりたいと考えている。
大村	6	市長	長興山の枝垂桜は、市の文化財・観光資源として大切なものと思うが、市長はその重要性をどのように捉えているのか。	長興山の枝垂桜は、江戸時代の藩主・稲葉正則が紹太寺を建立した頃、その境内に植えられたといわれ、樹齢は340年以上と推定されている。満開時には花が滝のように垂れ下がり、見事な姿を見せてくれる県下でも比類のない名木として、昭和32年3月30日に小田原市指定の天然記念物に指定され、昭和59年には「かながわの名木百選」に選定されている。その荘厳な姿を目当てに毎年市内外から10万人前後の見物客が訪れ、小田原発のニュースとして発信されるなど、市内でも屈指の観光資源であると認識している。いずれにしても、長興山の枝垂桜については、今後も大切に守り、後世に受け継いでいかなければならない貴重な財産である。
大村	7	市長	現在の樹勢状況をどのように把握しているか。	昭和63年頃から花付きが減少するなど、目に見えて樹勢が衰えてきたことから、平成元年以降、継続的に枯れ枝の除去や空洞部の防水処理、土壌改良などの樹勢回復事業を実施してきた。最近では、平成19年度に土壌改良や病虫害対策、周辺樹木の整理など、本格的な樹勢回復事業を実施している。こうした樹勢回復事業の実施により、一時期、満開期における開花状況の改善が見られたものの、近年の花付きなど樹勢の状況は思わしくなく、心配をしている。

大村	8	市長	<p>今後の手入れをどのように進めるつもりか。今後、長興山の枝垂桜が市にもたらず期待や展望について伺う。</p>	<p>樹勢回復に関わってきた樹木医からは、「この枝垂桜は高齢の巨木であり微妙なバランスで生育していることから、樹体状況の診断及び処置には慎重さが要求される」との報告をいただいている。また、小田原市文化財保護委員会の植物を専門とする委員からは、「客観的に判断し評価することは難しいが、樹勢状況が悪くなってきていることは確かで、新たな樹勢回復の対策を取ることも必要かと思う」との見解をいただいている。今後の手入れについては、近年の樹勢状況を危惧されている関係者から新たな樹勢回復への取り組みについて要望が出されていることもあり、専門家の意見も伺いながら樹勢の維持・向上に努めてまいりたい。いずれにしても、長興山の枝垂桜が天然記念物の名に相応しい樹勢を維持し、人々の目を楽しませてくれることを期待したい。</p>
井原	9	市長	<p>酒匂川スポーツ広場内の管理用通路を今までなぜ整備しなかったのか。また、今後、どのように整備するのか。</p>	<p>管理用通路の舗装については、これまで河川管理者である県と相談してきた経緯がある。酒匂川スポーツ広場は河川区域内にあるため、本格的な舗装は難しく、また、簡易舗装では路面の耐久性に乏しく、水害の際には舗装がはがれ、浮き上がるなど、かえって被害を甚大にする危険性も考えられることから、砂利を入れる等の補修で対応してきた。管理用通路の復旧にあたっては、どのような整備をすべきか、河川管理者と協議してまいりたい。</p>
井原	10	市長	<p>酒匂川スポーツ広場の管理棟のシャワーをコイン式の温水シャワーに改善できないか。</p>	<p>現在、管理棟の男女更衣室には、それぞれ3基ずつ水道水のシャワーを設置している。酒匂川スポーツ広場は年間を通して利用され、温水シャワーの設置を望む声も届いており、利用者の利便性を考えると必要な施設であると考えている。しかしながら、今はまず広場の災害復旧を行うことが急務であるため、今後、スポーツ施設の設備の充実を検討する中で課題としてまいりたい。</p>
井原	11	市長	<p>酒匂川スポーツ広場のサッカーグラウンドの芝生化について、見解を伺いたい。</p>	<p>グラウンドの芝生化については、養生期間を必要とすることや、頻繁な芝刈り、水撒きが必要である等、維持管理に関する課題があるが、近年では、日本サッカー協会によるポット苗の無償提供事業や、スポーツ振興宝くじ助成制度等が整備されたり、芝生の育成や管理方法も改善されるなど、芝生化を行いやすい条件が少しずつ整ってきている。利用される方の意見は賛否両論であるが、市内に一箇所は芝生化のグラウンドが欲しいとの声もある。酒匂川スポーツ広場の芝生化については、関係団体とも十分協議した上で、芝生化の実現に向けて研究してまいりたい。</p>

井原	12	市長	小田原アリーナへの指定管理者制度の導入について、見解を伺いたい。	指定管理者制度の導入は、利用者の利便性の向上や施設の効率的な運営を図る上で、有効な手段である。現在、小田原アリーナについては、先進都市の事例等を参考に導入に向けての課題を整理するなど、平成24年度の導入に向けて準備を進めているところである。
原田	13	市長	現状の小田原城跡の植栽管理には、様々な問題があるので植栽と管理することだが、これまでどのような問題が起きていたのか。	小田原城跡については、明治3年の廃城以来、様々な使われ方がされてきた結果、植栽管理の統一的な考え方がないまま樹木が繁茂し、今では日常管理できる限界を超えてしまっている状況にある。このため、繁茂した樹木が天守閣等の歴史的建造物の視界を遮ったり、石垣や地下遺構にも影響を与えるようになった。さらに、近年では、古木の倒壊やマツの大枝の落下などの事故が相次ぎ、また、身通しがきかない場所での火災や防犯上の問題などが発生している。
原田	14	市長	江戸時代からの歴史的樹木はどのくらいあり、どのように管理されてきたのか。それ以外の樹木は古いものでおよそ樹齢何年ぐらゐのものがあるのか。また、自生した樹木の割合がどのくらいあり、どのあたりに多くあるのか。それらは全部伐採するのか。	江戸時代からの歴史的樹木は、植栽管理計画に保護・保存する樹木として位置付けている7本のうち、御感の藤を除いた6本である。それらについては、倒壊防止の支柱を設置したり、植栽されている場所を柵で囲って保護する等の対策を講じてきた。それ以外の樹木は、明治時代以降に植えられたものが多く、古いものでは樹齢は100年前後と推定される。また、自生した樹木については、現状では判断が難しいため詳細は不明である。自生したと思われる樹木が多いのは、遊園地周辺や都市計画道路小田原早川線沿いに多いと推測され、それらについては自生している樹木だから伐採するというのではなく、適切な植栽管理で対応してまいりたい。
原田	15	市長	城址公園の植栽管理はどこが担当し、どのような方針の下に、どのような種類の管理を、どの程度行ってきたのか。	城址公園の植栽管理については、城址公園を管理している経済部観光課が行っている。その際の植栽管理としては、樹木の倒壊や枝の落下の危険のある樹木について、来訪者の安全を確保するために、伐採および枝下し等を実施しているほか、近年では防犯上等の問題から下草刈りに力を入れている。

原田	16	市長	伐採並びに相当の枝下しが必要とされる樹木は凡そ何本か。そのうち、史跡保存で伐採しなければならない樹木は何本か。また、相当の枝下しとはどの程度の枝下しなのか。	「伐採並びに相当の枝下し」が必要とされる樹木は、約260本である。そのうち、来年度から史跡整備を行う御用米曲輪については、今年度策定する実施設計の中で、やむを得ず伐採するものや新たに植栽するもの等について明らかにしていくことになる。その際には、現地説明会等を開催してまいりたい。なお、相当の枝下しとは、現在の樹木の高さを抑えて低く整理することであり、実施にあたっては史跡景観を配慮しながら行ってまいりたい。
原田	17	市長	計画にある8箇所ビューポイントは、どのような基準に基づいて決めたのか。また、ビューポイントからの視界はどの程度確保しようとしているのか。	ビューポイントとは、天守閣等の歴史的建造物への景観の眺望点であり、基本理念に掲げた「史跡としての景観の回復」の基礎となるものである。こうしたことから、本来あるべき史跡としての景観の確保を念頭に、訪れる観光客の導線、登城ルートからの景観確保を考慮して設定した。また、ビューポイントからの視界の確保については、今後詳細な検討を行うことになるが、天守閣や常盤木門等の歴史的建造物と樹木とのバランスに配慮した景観の確保を検討してまいりたい。
原田	18	市長	短期実施計画では概ね5年としているが、その後はどのように管理していくのか。	短期実施計画によって一定の整理を行った後の、伐採等の整理は、史跡整備計画に位置付け、その一環として行うことを原則としている。このほか、整理した樹木の現状を維持する管理や、来訪者の安全を確保することなどの日常的な植栽管理を行うこととなる。
原田	19	市長	5年間の短期実施計画を計画通りに実施した場合、費用はどのくらいかかるのか。	対象とする全ての樹木の整理については、この後、史跡小田原城跡調査・整備委員会の中に植栽専門部会を設置し、詳細な検討を行っていくことになる。このため、現段階で経費を算定することは難しいが各年度ごとに費用を算定してまいりたい。
原田	20	市長	短期実施計画実施後の植栽管理費は、毎年どのくらい要すると予測しているのか。	短期実施計画実施後の管理については、史跡としての景観を確保しつつ、来訪者の安全確保などの日常的な植栽管理を行うこととなる。短期実施計画は、概ね5年間での実施を予定しているが、その後の植栽管理費の算定は、現段階では難しい状況であるので、御理解いただきたい。

原田	21	市長	市民からどのくらい意見が寄せられているのか。また、どのような意見が寄せられているのか。	この計画に対する市民からの意見は、電話やメール、文化財課に来課される等、現在十数件ほど寄せられている。それらの意見の内容は、適切な植栽管理を行うことで史跡としての景観が確保できることは良いという意見、来訪者の安全確保の伐採・枝下しならともかく、単に景観確保のために樹木を整理するのはいかがなものかという意見など、様々である。
原田	22	市長	伐採や相当の枝下しにかなり抵抗を感じる市民も多いと思うが、そうした市民への配慮はどのように行おうと考えているのか。	この計画では、「伐採」と「相当の枝下し」の区別を明確にしていないことから、城址公園のほとんどの樹木が伐採されてしまうように受け止められている市民もおられると感じている。そこで、9月26日、植栽管理計画についての市民に対する現地見学会及び説明会を開催し、現地で実際に樹木の状況を確認して頂き、説明会では市民との意見交換を行いたいと考えている。いずれにしても、様々な機会を捉えて、市民に対して説明する機会や、意見を聴く場を設けてまいりたい。
原田	23	市長	史跡として整備するとともに都市公園としても整備する考えと受け止めるが、多くの市民が納得し受け入れられるような計画にしなければならないと思うが、どのように考えているのか。	御指摘のとおり、城址公園は、多くの市民や来訪者に親しまれている都市公園としても機能している。城址公園は、銅門などが整備されたことによって史跡としての景観が形成されつつあり、このことは、都市公園としての魅力をも高めるものと考えている。いずれにしても計画を推進するにあたり、市民に対して説明する機会や、意見を聴く場を設け、理解を求めてまいりたい。
檜山	24	市長	第5次総合計画行政案における「城址公園やその周辺の魅力をさらに高める」などの文言は具体的に何をイメージしているのか。また、城址公園やその周辺の魅力は、何だと市長は考えているのか。	小田原城址公園やその周辺は、先の質問にもお答えしたが、小田原城を中心とした小田原のシンボルであり、さらに観光、歴史・文化、自然などの多様性を持っていることは大きな魅力であると考えている。そのため、史跡整備を継続して行うとともに、市民の憩いの場である都市公園として適切な管理を行うことで、それぞれの魅力が高まることになり、相互に魅力を共有できるよう両立を図っていくことにより、市民や観光客の方の満足度も向上していくものと考えている。

檜山	25	市長	御用米曲輪の史跡整備に着手するにあたり、現存する城址公園の位置付けを明確にし、可能な限り併存を探る方法が必要ではないか。	国指定史跡である小田原城跡は、史跡小田原城跡本丸・二の丸整備基本構想に基づいて整備が進められており、来年度はいよいよ御用米曲輪の整備に着手する予定である。小田原城址公園は、多くの市民に親しまれている都市公園でもあるが、基本構想に基づき長い年月をかけて不适当施設を移転・撤去し銅門・馬出門などを復元整備してきたことにより、都市公園としての魅力も大きく向上してきている。植栽管理計画は、都市公園として、小田原城跡として適切な管理を行っていかうとするものであるのご理解をいただきたい。
堀村	26	市長	家庭における読書活動の推進策として、岐阜県可児市が毎日10分以上の読書や家族で一ヶ月10冊以上の読書を励行するよう「うちどく（家庭 ^{テン} 読）10」運動を展開しているように、本市においても具体的なスローガンを掲げ、「うちどく」運動を実施すべきと思うがどうか。	子どもの読書活動の充実を図るため、本市においては、現在、「小田原市子ども読書活動推進計画」の策定作業を進めている。計画の中には、子どもの読書習慣形成のため、日々の家庭生活の中に読書が位置づけられるよう、具体的な取組みを記載しているが、挙げられた先進事例についても参考とし、本市においての「うちどく」を推進していきたい。また、そのスローガンについても、親しみやすくPR効果の高いものとなる必要があると考えており、ご提案の公募についても検討してまいりたい。
堀村	27	市長	他の自治体では、中学校区単位で家庭・地域・学校との連携により子どもの読書活動を推進するための諸事業や、子ども司書制度など工夫をこらした事業展開をしている。本市では、地域における子どもの読書活動をどのように進めているのか。	現在策定中の「小田原市子ども読書活動推進計画」においても、地域を子どもの読書活動における重要な場と捉えている。本市の図書館ではこれまで、市民の自主的な読書活動として展開されている地域文庫や家庭文庫、さらには「放課後児童クラブ」などへの配本を行うとともに、地域でご活躍いただく読み聞かせボランティアの養成等を行ってきた。今年度からは「学校図書ボランティア連絡会」との協議の場も設けられており、こうした地域で子どもの読書活動を推進されている方々との連携をより深め、いつでも子どもの身近に本がある環境を整えてまいりたいと考えている。また、例示された子ども司書制度についても、これまで図書館が実施してきた「一日図書館員」などの事業を発展させ、子ども自ら読書活動の担い手となるような取組みを心がけてまいりたい。

鈴木	28	市長	実施した分布調査の結果、どのようなことがわかったのか。	早川石丁場群の分布調査については、平成20年度に実施し、石垣山の尾根の北西斜面側を ^{やあな こくいん} 広範囲にわたって調査をしている。分布調査の結果、矢穴や刻印のある石がいくつかのグループのかたまりで約20ヘクタールの範囲に存在していることが確認できた。なかには、石丁場で石の加工の様子がよく分かる、保存状態の大変良い箇所も見つかっている。
鈴木	29	市長	国指定史跡に向けた手続きは、どこまで進んでいるのか。	早川石丁場群については、文化庁から国指定史跡に値する遺跡であるとの評価を頂いており、さらに国指定史跡にするためにより詳細な調査を行うように指示されている。矢穴のある石の位置についての調査はすでに終了しており、今後は、分布範囲を押さえる全体測量、どこにどう散らばっているかの分布測量等を行い、早川石丁場群の全体像を把握していきたいと考えている。また、国指定史跡にするためには土地所有者の同意が必要であるので、地元の方のみなさんの御理解と御協力を頂きながら、こうした調査成果を基に文化庁・県教育委員会との調整を進め、国指定史跡に向けての作業を進めてまいりたい。
鈴木	30	市長	早川石丁場群で確認された石曳き道の活用は考えていないのか。	石曳き道については、広域農道工事で一部、失われてしまったが、工事エリア外の箇所では良好に保存されている。このため、国の史跡に指定された際には、貴重な遺構として石丁場の全体像が理解できるよう活用を図ってまいりたい。そこで、史跡指定を受けるまでの当面の間は、説明板を設置するなどの方法で、周知を図ってまいりたいと考えている。

総合計画審議会委員からの意見等一覧

資料 2

No	該当箇所		委員意見	備考	
1	全体		“まちづくり”という言葉について、どのように整理をし、どのように理解していただくのかということを経済的に考えた方がよいのではないか。	第2回会議	
2	全体		“市民が主役”という言葉が、たくさん出てくるが、市民の定義について曖昧である。きちんと整理した方がよい。	第2回会議	
3	全体		総合計画は、行政と市民との情報の共有という大切な役割を果たすので、市民が見て分かるような表現で、もう少し具体的な考えを盛り込んで計画を作った方がよい。	第3回会議	
4	全体		文字ばかりなので、絵などを加えていただいき、目で見ても分かるような説明が欲しい。	第3回会議	
5	全体		全体的に情報化戦略がまったく書き込まれていない。情報化についてはそれぞれの施策のところで具体的に書いて、具体の事業としてもきちんと情報化戦略を入れていかないといけない。	第4回会議	
6	全体		ICTといわれているツールを活用し、明確な構造転換を図る部分を全体に書き入れて欲しい。	第6回会議	
7	全体		市民と行政との関係というものが、市民がお手伝い的な位置付けのような気がする。市民との役割分担、協働の取組というところをもう少し具体的な文言で表現することはできないか。	第6回会議	
8	全体		時代は急速に動いているので、この新時代にあって小田原市をどのようにつくっていくかということを経済の事業の中で「見える化」して欲しい。ICTはいろいろな意味で進んでいるので、インターネットを含めたテクノロジー（新技術）を使った都市基盤をつくって欲しい。	第7回会議	
9	序論		序章のあたりに、自治基本条例との連携とか、自治基本条例があるのだということは明示したらどうか。	第2回会議	
10	序論	社会経済環境の変化	グローバル化・地域間競争	地域内の経済循環の意味として、必ずしも地産地消というのはなく、地元の資産・資源を有効に活用してというようなことなので、通常イメージする入口と出口がある経済循環とは違う形のようなのである。その辺の解釈を市民から見ても分かりやすい表現にした方がよい。	第2回会議

No	該当箇所			委員意見	備考
11	序論	計画の基礎条件	将来人口と年齢構成 財政状況	人口や財政について、計画期間である12年後どのような形になるのか、あるいは、前期基本計画の6年間で、人口や財政がどうなるのかという推計のグラフがなければ意味がない。	第2回会議
12	序論	計画の基礎条件	土地利用	自然的土地利用から都市的土地利用への転換については、現状から見れば、「農地を含めた自然的土地利用から…」という表現にしないと誤りである。	第2回会議
13	序論	計画の基礎条件	土地利用	「集約連携型のまちづくり」という表現をあまり耳にしたことがない。市民の方々にお示しするとしたら、もう少し分かりやすい表現の方がよい。	第2回会議
14	序論	計画の基礎条件	財政状況	歳出の内訳の説明に、民生費と土木費だけでなく公債費のことも加えるべきではないか。	第2回会議
15	序論	計画の基礎条件	財政状況	自主財源比率は、他市と比較しても自慢できる数値なので、そういった立派な部分も盛り込んだ方がよい。	第2回会議
16	基本構想	基本理念	恵まれた条件	「商業集積地から風光明媚な農村地帯まで」と書いてあるが、小田原の農村地帯は、都市の郊外にある平凡な農村だからこそ良さがある。それを「風光明媚」という言葉で形容することで、現実の小田原とかけ離れていくような気がする。	第2回会議
17	基本構想	基本理念	厳しい社会情勢と山積する地域課題	「厳しい社会情勢と山積する地域課題」は、どこの市で同じだと思うので、これからの社会がどうなっていくのかを書いた方がよい。特に、成熟社会については、日本人が限りなく上昇志向だけが強く、あらゆるものをすべて持つという考え方が前提でないと思うのだが、その辺の社会認識が表記されていない感じがする。問題点だけ書くのではなく、この総合計画が目指す社会について明確にするべきであり、社会認識をどのように書くかは大事なことである。	第2回会議
18	基本構想	基本理念	厳しい社会情勢と山積する地域課題	現状を一般的な表現でなく、よりリアルに表現した方が、それを解決していく方策として次の世代に繋がることになる。そこで、現状の本質的な問題として、格差社会、貧困化が非常に深刻になっていることが際立った特徴であり、不安定雇用の増大といったものも入れる必要がある。	第2回会議
19	基本構想	基本理念	厳しい社会情勢と山積する地域課題	感情的な印象が強く感じられる。例えば、「厳しい社会情勢と山積する地域課題」のところでは、後半の3行にあるような考え方が基本理念の中に果たして必要なのか疑問である。基本理念を表現する時の立ち位置が、観念的になってはいけないうるものの、もう少し客観性を持たせてもらいたい。	第2回会議

No	該当箇所			委員意見	備考
20	基本構想	基本理念	厳しい社会情勢と山積する地域課題	「厳しい社会情勢と山積する地域課題」では、後段の3行は少し表現が感情的過ぎるかと思う。企業や市民、議会、行政が調整を取りながら、そして地域資源が活かされ、その手の人材が活かされているような状態が理想であり、そういうものが今まで活かされていないということが課題のような気がする。	第2回会議
21	基本構想	基本理念	厳しい社会情勢と山積する地域課題	社会情勢や地域課題が、市民にとっては受け身でしかないというような表現になっている。しかし、厳しい状況の中でも突破口である流れというものをこの中には加えていくべきではないか。	第2回会議
22	基本構想	基本理念	「新しい小田原」へ3つの命題	「新しい公共をつくる」という部分では、市民の力・地域の力を最大限発揮するという意味は大変伝わってくるのだが、行政の役割が見えてこない。行政という部分も、もう少し入れた方がよいと思う。行政の役割としては、人々が動き出すための最初の推進力あるいは繋ぎ手としての考え方もあり、公共機能を市全体として考える新しい公共であれば、議会も十分に関わってくる部分なのではないかと思う。	第2回会議
23	基本構想	基本理念	「新しい小田原」へ3つの命題	「新しい公共」というのは行政と民間の様々な主体とが連携して公共サービスを担うという考え方であるわけだが、そうすると、市民の側には「いったいどこまで頑張ればよいのか」という漠然とした不安がある。そうした不安をなるべくハッキリさせる必要があると思う。したがって、「行政はここまでします」ということを、非常に不透明な中で難しいことではしょうけれども、計画の中でのなるべく明確に書くべきである。	第2回会議
24	基本構想	基本理念	「新しい小田原」へ3つの命題	「新しい公共」の担い手は、この計画書では地域コミュニティが特に注目されていると思う。他にも企業という重要な担い手がいるわけであり、企業は儲けるばかりではなく、社会貢献もしていただくことも大切だと思う。特に小田原には、地域に根ざした優良企業がいくつたくさんあるように思うので、当然、小田原のために頑張ってくださいと思う。企業に対する要請ということも是非書き込んでどうか。	第2回会議
25	基本構想	基本理念	「新しい小田原」へ3つの命題	「新しい公共」という考え方が出ているが、「基本理念」の中での書き方が弱いと思う。せっかく「新しい公共」という考え方があるのならば、今の社会の中でそういうものが、どうして出てきて、何に繋がるのかを書かないと分からないので、社会認識と一緒に書いた方がよい。	第2回会議
26	基本構想	基本理念	「新しい小田原」へ3つの命題	「未来に向かって持続可能である」というのは、人づくりであり、人が人を支えていくものであると思うが、その辺の表現が若干弱いように思う。地域活動とかは結構出ているのだが、この中に教育や生涯教育、社会教育など、人を育てる意味合いをもう少し強めていただきたい。	第2回会議

No	該当箇所			委員意見	備考
27	基本構想	基本理念	「新しい小田原」へ3つの命題	「豊かな地域資源を生かきる」のところは、市民が今まで小田原の可能性や資源について何も評価せず、あるいは何もしてなかったと一方的に受け止められてしまうような表現になっている。長い歴史を積み重ねてきた小田原は、歴史を紡いできたのは人であって、その人達がこれまでもいろいろな取組をしているわけであり、誤解を生じる表現は避けるべきである。	第2回会議
28	基本構想	基本理念	「新しい小田原」へ3つの命題	「新しい公共」は、受け身のものではなく、これから大切なものであるという考え方を、はっきりと示すべきである。	第2回会議
29	基本構想	基本理念	「新しい小田原」へ3つの命題	「新しい小田原」への3つの命題における「豊かな地域資源を生かきる」の3行位で、基本理念のすべてを言い尽くしているのではないか。もう少し分かるように書いて欲しい。	第3回会議
30	基本構想	基本理念	実現する将来都市像	既存の企業が小田原で操業していくうえでの意欲が削がれてないか、小田原の産業をそういう方向で新たに創出していくのかというようなことを考える場合には戦略が必要になる。これから12年間を展望するためには、産業の方向性について、もう少し踏み込んで、小田原としての姿勢を打ち出さないといけない。	第1回会議
31	基本構想	基本理念	実現する将来都市像	小田原市は、非常に中心性を持っていて求心力がある。この財産を最大限に活かしていくような基本姿勢が、ここで示されるべきではないかと思う。観光とか交流人口ということは言われているが、観光の面でも、さらに小田原市は発展するはずであり、そこが発展すれば雇用の場も増えることになる。小田原の持っている中心性ということについて、小田原の持っている財産として着目した論点整理が必要ではないか。	第2回会議
32	基本構想	基本理念	実現する将来都市像	「希望のまち」という表現が非常に弱いと思う。「希望があるまち」ならまだよいのだが、「希望のまち」という表現は、出来ればいいかな…という非常に弱い表現で、市民が、“拓く”というところは、非常に強い表現なので、タイトルとして打ち出すなら、もう少し強く出した方がよいと思う。	第2回会議
33	基本構想	基本理念	実現する将来都市像	20万都市を目標に掲げるのはよいとしても、それを前提に計画を立ててしまうということになると、いろいろと問題が出てくる。努力しても18万5千人位になってしまうという可能性も高いので、もう少し表現の仕方があるのではないか。	第2回会議

No	該当箇所			委員意見	備考
34	基本構想	基本理念	実現する将来都市像	「実現する将来都市像」では、希望が持てるまちに向かって私たちが何をすべきかというところを強調すべきである。そこでスローガンを「市民の力で未来を拓く希望の持てるまちに」というように、旗印を掲げるような表現にすべきである。	第2回会議
35	基本構想	基本理念	実現する将来都市像	定住人口を増やすということで、ごく一般的な若者の雇用の場の確保が基本になると思うので、その辺も踏まえ、なおかつ、新しい経済のあり方というところを加えていく流れが必要である。	第2回会議
36	基本構想	基本理念	まちづくりの目標	「いのちを大切に作る小田原」のところでは、高齢者と障害を持っている方々を、地域医療体制だけではなく、地域福祉を一緒に含めて書いていただく方がよいのではないかと。	第2回会議
37	基本構想	まちづくりの目標と政策の方向		「まちづくりの目標と政策の方向」について、非常に全てが簡略化されている感じがする。例えば、「地域経済」では、農林水産業の振興だけで、商業とか工業の問題については出てこない。あるいは、「子育て・教育」でも、子育てには触れているが、教育の問題には触れられていない。	第2回会議
38	基本構想	まちづくりの目標と政策の方向	暮らしと防災・防犯	「社会的に援護の必要な人たちが、地域のつながりにより安全に守られているまちをつくれます」とあるが、援護の必要な人は、一方的に守られるだけではない。援護の必要な人に、必要な部分をどのように提供するかということをもう少し考えていただきたい。	第2回会議
39	基本構想	まちづくりの目標と政策の方向	子育て・教育	「教育」については、基本構想のところできっちり書いておかなければいけない。	第2回会議
40	基本構想	まちづくりの目標と政策の方向	地域経済	地域経済のところでは、事業所の方向性とか、事業所をどういう方法で行政として支援していくのかなども視野に入れていただきたい。	第2回会議
41	基本構想	まちづくりの目標と政策の方向	豊かな生活基盤のある小田原	環境の問題は、自然環境というよりは地域環境とか生活環境という生活していく上で、まさに共存をしようということを経験の皆さんと共有しようという章になるので、自然環境という言葉はここには落ち着きが悪いと思う。この言葉を章に合うように書き直した方がよい。	第7回会議
42	基本計画			もっと具体事例も入れた形での総合計画を作るべきである。21世紀はもっと具体的に「いつまでに、何をやりますか」、さらに「誰がやりますか」まで書いてある基本計画がほとんどだと思う。総合計画のスタイル自体を、今知りたい情報が書いてある計画にすべきである。	第6回会議

No	該当箇所		委員意見	備考	
43	基本計画		それぞれがそつない文章できていて、ほとんど見えてこない。見える化する時代に見えてこない文章になっているので、その辺は少し決断して方向性を出した方がよい。	第6回会議	
44	基本計画		「小田原は独自の環境認証基準を設けて」とあるが、どういうものを指しているのか。また、「市民と行政がそれぞれ役割を認識し」とあるが、行政の役割が明示されてない。さらには、「野猿などの被害防止対策を進めます」とは書いてあるが、具体的にはどうしているのかははっきりしない。このように、具体性を記入されてないものがいくつもある。	第7回会議	
45	基本計画	福祉・医療	都市計画、福祉、企画がタイアップするとか、あるいは市民局がタイアップするなどして、組織文化として3つぐらいの部でトライアングルを組むといった柔軟な庁内組織もあるのではないか。	第3回会議	
46	基本計画	福祉・医療	地域福祉の推進	「福祉」という言葉が、高齢、障害と一緒にしてしまうような狭い意味に捉えられるのではないかと思う。そこで「福祉の拠点づくりの推進」というところを考えた場合、高齢、障害そして医療機関の緊密なるネットワークで地域福祉は活性化していこうと思うので、言葉として「機能的連携」なのか、大きなハードを意味しているのか、その辺を整理した形での政策の提示の方がよいのではないか。	第3回会議
47	基本計画	福祉・医療	地域福祉の推進	「ケアタウン」は、地域で支え合うという機能だけではなく、横断的な政策の展開の拠点という意味も含めての「ケアタウン」という表現だと思うので、政策の横断的な流れを盛り込むべきである。	第3回会議
48	基本計画	福祉・医療	地域福祉の推進	「年金、医療制度の適正な運営に努めるとともに、生活困窮者の…」とあるが、生活困窮者の課題が所得保証の問題であるという感じに見える。しかし、所得が充足されればこの人たちの生活課題が解決されるとはなっていない気がする。そこで、生活困窮者の生活課題についてもう少し客観的に分析してニーズを洗い出して必要な手当をしていくというようにもう少し考えていくべきではないか。	第3回会議
49	基本計画	福祉・医療	高齢者福祉の充実	地域包括支援センターが高齢のところに出ているが、諸々相談を受けるような意味合いで地域包括支援センターというのが置かれるべきである。今は高齢サイドの相談機能の方に特化されている感じがあるので、それをもっと広げるためには、地域包括支援センターの相談機能を広げることだと思う。	第3回会議

No	該当箇所			委員意見	備考
50	基本計画	福祉・医療	高齢者福祉の充実 障害者福祉の充実	障害者、高齢者は与えられるもの、生きがいを作ってもら、参加させてもら、どこかに居場所をもら、楽しみを作ってもら、という受身型の表現も多いし、そうした考え方が根底に流れているような気がする。障害者や高齢者は、社会の中で1つの役割を担っているという部分もあるので、そういう意味での生きがいとか社会参加、あるいは社会を創るのに役立つというような枠組みで障害者とか、高齢者の社会参加を考えていったらどうか。	第3回会議
51	基本計画	福祉・医療	高齢者福祉の充実	高齢化率21%以上を超高齢社会と定義しているようだが、通常は、4人に1人の25%以上が超高齢社会という形で定義されるので、その辺の使い方を整理した方がよい。	第3回会議
52	基本計画	福祉・医療	障害者福祉の充実	ノーマライゼーションの理念を、どういう人に対して啓発する必要があるのかということを確認すべきである。	第3回会議
53	基本計画	福祉・医療	障害者福祉の充実	「地域の事業所や各種団体に対する協力要請を進め、障害者の就労の機会を」とあるが、ここに研修を入れることで、より多くのコミュニケーションをとり、就労に繋げていくというようなこともしていただきたい。	第3回会議
54	基本計画	福祉・医療	地域医療体制の充実	在宅医療を支援する医療機関の育成や、もう少し具体的な方針を盛り込んだ方がよい。	第3回会議
55	基本計画	福祉・医療	市立病院の機能拡充と健全経営	看護師というのは、法的にいうと看護師だけなので、もっと広げて保健医療の専門職というような形の人材育成なりの言葉の方がよいのではないかな。	第3回会議
56	基本計画	暮らしと防災・防犯	災害に強いまちづくり	「気候変動や社会環境変化に伴い洪水や土砂災害の危険性が増加しています」とあるが、ここを気候変動の激しさによる今後の課題ということでもう少し強調した方がよい。	第4回会議
57	基本計画	暮らしと防災・防犯	災害に強いまちづくり	地域防災体制づくりの中に消防団の活用というのを入れたらいいかがか。	第4回会議
58	基本計画	暮らしと防災・防犯	災害に強いまちづくり	「災害に強いまちづくり」については、海、海浜地については考えなくてもよいのだろうか。	第4回会議
59	基本計画	暮らしと防災・防犯	災害に強いまちづくり	まさしく今、日本の中で平和を脅かすのはテロである。こうした行為が平和を脅かすのであり、そのための施策ということから考えると、防災危機管理部に、平和施策の推進というものを置くべきである。	第4回会議

No	該当箇所			委員意見	備考
60	基本計画	暮らしと防災・防犯	安全・安心の地域づくり	「暮らしの相談の充実」では「市民相談や消費生活相談を通じて、適切な指導と助言を行います」とあるが、適切な指導というのは業者に対してであり、助言というのは相談者に対してであると読むのかわからない。文章的に簡単にし過ぎているので、もう少し丁寧にした方がよい。	第4回会議
61	基本計画	暮らしと防災・防犯	共生社会の実現	性同一性障害といった言葉なども挙げてもよいのではないかと。	第4回会議
62	基本計画	暮らしと防災・防犯	共生社会の実現	「共生社会の実現」という施策を「暮らしと防災・防犯」に置くのなら、共生社会の実現が最初に来た方が、「暮らし」という形になるだろうと思う。	第4回会議
63	基本計画	暮らしと防災・防犯	共生社会の実現	「平和」という言葉は、総合計画の最後に謳ってもよいのではないかとと思うくらい特別な重い言葉ではないのか。まして、平和都市宣言では、「美しい地球を大切に」ということまで謳ってあるので、なおのこと特別に別のところに置いた方がよい。	第4回会議
64	基本計画	子育て・教育		「子育て」、「青少年育成」、「学校教育」という3つの切り口があるが、この並びでよいのか、この切り口が分かり難い。普通児童というと小学生、生徒は中高生というのが常識なので、その辺をはっきりと分かるように示されたほうがよい。まして青少年というのはいろいろな定義があり、その辺の定義があるのなら、はっきりどこかで分かるようにしていただきたい。	第4回会議
65	基本計画	子育て・教育	子育て環境の充実	情報化については、特にお母様方はITの一番強者であり、得意なお母様が一番多いわけなので、ここに子育て支援総合窓口としての「子育てネット」とか、ホームページの窓口の施策というのは目玉として入れていただきたい。	第4回会議
66	基本計画	子育て・教育	子育て環境の充実	「共生社会の実現」の目指す姿は「それぞれの多様性を認め合いながら、共にいきいきと暮らしています」としているが、「子育て環境の充実」における目指す姿を親子の関係性に限定してしまうのは、「共生社会の実現」の目指す姿の方向性と整合がとれないと思う。ここは「市民みんなが」というような言葉の方がよいと思う。	第4回会議
67	基本計画	子育て・教育	子育て環境の充実	様々な経験を豊かにする場所として小田原が選ばれて、一時でも過ごしていただけるような地域になってもらいたいと思うので、「子育て環境の充実」の中に、家庭・親をサポートするだけでなく、家庭・親を提供して子どもをサポートするというような仕組みみたいなものを反映していただきたい。	第4回会議

No	該当箇所			委員意見	備考
68	基本計画	子育て・教育	青少年育成の推進	ニートや引きこもりの若者に対する施策については、国の動きを注視するにせよ、自分のまちの方向性というものを示唆するようなものは積極的に盛り込んでいただきたい。	第4回会議
69	基本計画	子育て・教育	学校教育の充実	クラスの少人数編成という視点が抜けている。小田原市教育プランの中にも、30人学級の実施が謳われているので、その辺は盛り込む必要があるのではないか。	第4回会議
70	基本計画	子育て・教育	学校教育の充実	学校教育については、規制緩和が非常に進んでおり、小田原は市民参加のまちづくりを基盤にしていこうという意味では、やはり9年制の垣根を越えて、面白い教育を実験としてできる地域だと思うので、是非それをTRYいただきたい。	第4回会議
71	基本計画	子育て・教育	学校教育の充実	「学校教育の充実」の詳細施策に小学校の校庭の芝生化がある。これはかなりリスクがあり、他の地区でも少し疑問視されているところもあるので、記述についてもう1度見直していただきたい。	第4回会議
72	基本計画	子育て・教育	学校教育の充実	「教職員の資質向上を図ります」という文言になっているが、他の専門職が外れる状況があるので、専門職の方々も含めた支援体制というものも念頭に置いていただきたい。文言がもう少し緩やかに「他の専門職などの支援」といったように加わればよいと思う。	第4回会議
73	基本計画	子育て・教育	学校教育の充実	小田原にはたくさんの素晴らしい童謡が生まれているので、子どもたちに是非その童謡の根を絶やさないようにして欲しい。そして、童謡や歌というものがいかに人の心にとって癒しになり、子どもの虐待やいじめ、引きこもりなどに対する大きな治癒の1つの力に音楽がなるということ、是非どこかに盛り込んでいただけたらありがたい。	第4回会議
74	基本計画	地域経済	産業・就労環境の整備	ライフスタイルに合わせた多様な働き方ということで、子育て世代への就労の仕方に対する支援を盛り込んでいくべきではないか。	第5回会議
75	基本計画	地域経済	産業・就労環境の整備	今一番の問題は、非正規雇用が非常に拡大されていることだと思う。そこで、非正規雇用ではなくて、正規雇用として雇用を促進していくという考え方をもっと明確に打ち出す必要がある。	第5回会議
76	基本計画	地域経済	産業・就労環境の整備	現在の企業が出ていかない、そして新たな企業が魅力あるところとして来るよう、計画期間である12年間の中で、インフラの減免というような施策を小田原市は他と違ってやるのだという姿勢を総合計画の中で出すべきではないのか。	第5回会議

No	該当箇所			委員意見	備考
77	基本計画	地域経済	小田原ならではのものづくりの振興	一点突破の意気込みが感じられない。新サービスや新製品の開発、そしてモニタリングや新しいコミュニケーションのツールとして、ICTの活用は不可欠であり、これからの時代の生活の仕組みの基盤が変わる部分ではないか。	第5回会議
78	基本計画	地域経済	小田原ならではのものづくりの振興	地域経済の循環も大事だが、20万人口を堅持するという大きな目標を持った時には、日本だけでなく世界に向けて、もう少し根本のところで大い仕掛けみたいなのを基本方針の中に盛り込めないか。	第5回会議
79	基本計画	地域経済	商業の振興	産業や観光、都市計画をすべて超えて、小田原のグランドデザインのゾーニングの考え方というのをどこかに盛り込んでいただけたら、中心市街地の考え方、ゾーニング、グランドデザインが考えられるのではないか。	第5回会議
80	基本計画	地域経済	商業の振興	まちづくりは、経済・理財、環境、文化の三本立てが同時に進行しなければ、できない。そこで、グランドデザインのゾーニングについては、まちづくり三法の都市計画法の中に入っていると思うので、商業の振興のところでもまちづくり三法を入れ込めばよい。	第5回会議
81	基本計画	地域経済	商業の振興	これからの高齢社会を迎えていく上で、実際にどのような消費者ニーズがあるのかということ、もう少し具体的に表現した方がよいのではないか。	第5回会議
82	基本計画	地域経済	商業の振興	生活に密着した商業のあり方として、既存の商店街の支援というものが、高齢社会への対応といった視点で捉えていかななくてはならないのではないか。	第5回会議
83	基本計画	地域経済	観光まちづくりの推進	観光客を受け入れるということでは、基本方針の中の、「誰でもが訪れることのできる」という意味で、高齢者や子ども、障害者、外国人そういう方々にも優しい受入れというものを含めていただきたい。	第5回会議
84	基本計画	地域経済	観光まちづくりの推進	自然・歴史・文化は観光の要素として出ているが、なりわいについては最も小田原らしい個性として捉えてよいと思う。まして、まちかど博物館などは相当効果をあげていると思うので、産業観光というものをもう少し打ち出していてもよいと思う。	第5回会議

No	該当箇所			委員意見	備考
85	基本計画	地域経済	観光まちづくりの推進	「1度温かくもてなしてもらった観光客がもう1度小田原に来る」ということが目指すべき目標だと思うが、計画にある表現は「再び」でよいのか。現状と課題のところには「何度も訪れて」という言葉が入っており、「ウォーキング」などは、何度も来て泊まっていてもらいたいという視点があるのではないかと。また、「外国人観光客」とあるが、こういう場合には、再びではなくて初めて箱根に来た外国人が初めて小田原にも来てもらおうということも戦略としてあるとするならば「再び」というのはどうなのか。1つは「たびたび」にするのか、あるいはもっと広い意味で「観光で小田原を訪れる」という表現がよいのではないかと。	第5回会議
86	基本計画	地域経済	農林業の振興	「目指す姿」のところに、林業の姿がない。農業の目指す姿としてはこの文章はよいが、林業に関する記述がない。	第5回会議
87	基本計画	地域経済	農林業の振興	小田原の林業は、小田原特有の問題を抱えており、それをきちんと課題として書くべきである。	第5回会議
88	基本計画	地域経済	農林業の振興	木材は単に産業的に利用するだけでなく、複合的に考えなくてはならない。保水という環境面での効果も当然あり、林業ではそれを言わないといけない。したがって、環境面と森林を繋げて、そこに観光も入れることで、森林に入っているような自然体験をするというような場にもなり、環境林としての役割もあるということを、きちっと書き分けた方がよい。	第5回会議
89	基本計画	地域経済	農林業の振興	小田原の農業に関しては、基幹作物やブランド化について出していないといけないのは当然だが、農業だけでは生活できない状況もあるので、都市農業の推進の言葉も入れてはどうか。	第5回会議
90	基本計画	地域経済	農林業の振興	今年、公共建築が木造化するという法律が通り、来年3月までに基準ができる。そうすると各自治体で低層の公共建築はすぐに木造化しなさいという指針が出るわけだが、環境都市である小田原が、公共施設をつくる場合には木造化は非常に重要かと思う。是非そういう点をもう少し押し出してよいのではないかと。木造、木の文化が一番ある小田原こそ先鞭をつけてそういうことを打って出ることが総合計画の場合には大事ではないかと。	第5回会議
91	基本計画	歴史・文化	歴史資産の保存と活用 生涯学習の振興	「歴史資産の保存と活用」と「生涯学習の振興」の両方に「図書館のあり方」と出ているが、ハードのことなのか、ソフトのことなのか、もう少し分かり易い記述ができないものか。	第6回会議

No	該当箇所			委員意見	備考
92	基本計画	歴史・文化	歴史資産の保存と活用	小田原の魅力を伝えるためには、歴史資産をお城一辺倒ではなく、街道の宿場町であったということも書くべきである。さらに、小田原は近代に至るまでいろいろな歴史が重層しており、それが歴史都市としての魅力になっている。小田原城以降の近代遺産とか邸園文化に繋がるような部分もあり、北原白秋も含めて近代的な部分でも非常に価値あるものがたくさんある。その辺の重層性こそが小田原の一番の魅力であって、重層している歴史の視点をきちんと総合計画では書いていただきたい。	第6回会議
93	基本計画	歴史・文化	文化・芸術の振興	一般的に書かれている芸術・文化でなく、邸園文化やなりわい文化といった小田原らしい独自性がある言葉が、総合計画では書かれないというのは問題である。「目指す姿」のところが、小田原市でなくても通用するような表現になってしまっているので、ここにそういうものが書かれていくべきである。	第6回会議
94	基本計画	歴史・文化	生涯学習の振興	本離れが言われている中で、将来的には電子図書と図書館とをどのように組み合わせるのか、あるいは区別するのかなど、今の若い人たちが高齢になった時にも本が読み続けられるよう、様々な仕組みについての検討が必要であり、そういうことも盛り込んでいただきたい。	第6回会議
95	基本計画	歴史・文化	生涯学習の振興	図書館にイノベーション施設を作って、図書館から新たな産業を創るなど、企業が図書館の中にあるというくらいまで発展する可能性がある。これからの図書館は非常に多機能であり、21世紀は図書館の機能が重要視されてくると思っている。そうした中、小田原市の21世紀型の総合計画において図書館の書きぶりとしては、少し弱いと思う。小田原市が図書館を通じて何を求めて市民の皆さんと一緒に培っていくのが見えるような形でこの書きぶりを前向きにしていきたい。	第6回会議
96	基本計画	歴史・文化	生涯学習の振興	「生涯学習の振興」では、「目指す姿」が「郷土に誇りを持つ…」というところがあるので、小田原の郷土というものがずっと尾を引いている印象がある。生涯学習というのは、郷土から少し離れてもよいのではないかと思うし、大学は生涯学習の企画をかなり得意としているので、是非小田原市内にある大学を活用していただきたい。	第6回会議
97	基本計画	歴史・文化	生涯学習の振興	新しい小田原をつくる出発点なので、小田原らしい生涯学習のあり方を打ち出していくべきである。	第6回会議

No	該当箇所			委員意見	備考
98	基本計画	歴史・文化	生涯学習の振興	生涯学習以外の非常に優先順位の高い行政課題が多いので、この分野については教育機関や地域にお任せしていく以外に方向はない。行政はメインプレーヤーから側面支援に移るという明確な文章に書き直した上で、例えば「おだわら生涯学習大学事業」を作って受け皿は用意しているとか、市民の皆様とのプラットフォームを構築しますというような書き方の具体事例がここに入ってくればイメージが明確になる。	第6回会議
99	基本計画	歴史・文化	生涯学習の振興	生涯学習の話一つとっても、言葉的に古いと思う。皆が一致団結して新しい時代を切り開いていくというシンボリックな言葉が必要ではないか。	第6回会議
100	基本計画	歴史・文化	生涯スポーツの振興	生涯スポーツの振興のところでは、振興とあわせて健康維持・健康管理の視点も必要である。体力とスポーツ、そして健康管理とスポーツということも「健康に留意しながら」ということで文言として加えたらどうか。	第6回会議
101	基本計画	自然環境		「環境共生型の地域づくり」「資源循環型社会の形成」「良好な生活環境の保全・形成」「自然環境の保全と再生」という施策は、前の2つが「地域づくり」と「社会の形成」といった大きいタイトルになっているためにイメージが湧かない。何を言いたいのかということを的確な言葉で表現した方がよい。	第7回会議
102	基本計画	自然環境		生活の中で環境をどうするかという考え方をしていく中で絶対的に足りないのは、ビジネスという形で経済の視点が入っていないことである。環境は、環境を守るだけでは守れません。経済社会の中で折り合いをどうつけながら環境を守るかという形になると、環境の章でも経済のことも少し触れた方がよい。	第7回会議
103	基本計画	自然環境		「平成21年に小田原市きれいなまちと良好な生活環境をつくる条例を施行しました」ということを書いてあるが、小田原では他にもたくさんの条例がある。豊かな地下水を守る条例、小田原市緑と生き物を守り育てる条例など、そういうものが積み重なって小田原があるので、当てはまるものはカッコ書きで入れておいた方がよい。	第7回会議
104	基本計画	自然環境	環境共生型の地域づくり	最初に、「エコシティを小田原は目指す」という大きい括りがあって、その下に①②③が後から付いてくるという形の方が、考え方に合っている。市民が何を環境の中で一番大切にすることかということを最初に大きく書いた方がよい。	第7回会議

No	該当箇所			委員意見	備考
105	基本計画	自然環境	資源循環型社会の形成	「3Rを基本としたライフスタイル」とあるが、今は、5Rの時代であると思う。想定される事業のところでは5Rを使っているが、小田原市は3Rで絞っていくのか、5Rなのかどちらかはっきりした方がよい。市民と行政と事業者がタイアップしながら環境問題に取り組んでいく場合には、5Rで進めた方が望ましい。	第7回会議
106	基本計画	自然環境	資源循環型社会の形成	広域化ということが、即、環境負荷の低減につながると文言で書くということは、かなり確信がないと書けないことだと思うので、少し表現を検討した方がよい。	第7回会議
107	基本計画	自然環境	良好な生活環境の保全・形成	斎場の言葉が突然現れるような感じがあり、記述の工夫が必要ではないか。	第7回会議
108	基本計画	自然環境	自然環境の保全と再生	小田原市には竹林がかなりあり、生活者にとっては身近なところでの対応として非常に困っている方がいるので、竹林については、少し強めに書いた方がよい。	第7回会議
109	基本計画	自然環境	自然環境の保全と再生	地域ごとの自然環境のあり方や方向性を示すことで、それぞれの地域で市民自らが地域の緑をどうするのかということを中心に考えられるようになる。是非、総合計画ではそういう方針を出すよう検討していただきたい。	第7回会議
110	基本計画	自然環境	自然環境の保全と再生	土地利用政策の中でも、環境の保全と開発との共存ということが重要になってくるので、環境のところでも、生活の中で環境をどう生かしていくのかというような視点をもう少し鮮明に出して欲しい。	第7回会議
111	基本計画	都市基盤		上下水道や住宅ではゾーニングという考え方が重要である。人口減少下では税収も少なくなり、いかにライフラインを短くしてお金のかからないまちづくりをするかというのが、これからの10年非常に重要になってくる。そういった時にコンパクトシティ化を進めるわけだが、土地利用、上下水道、住宅政策、中心市街地の役割分担を明確にしておかなくてはならないので、それが分かるような計画にする必要がある。	第7回会議
112	基本計画	都市基盤	快適で魅力ある生活空間づくり	小田原駅前広場の利便性、あるいは機能性が満たされていないという現状を課題として挙げて欲しい。	第7回会議

No	該当箇所			委員意見	備考
113	基本計画	都市基盤	快適で魅力ある生活空間づくり	定住人口を増やすために、線引きの見直しや地目変更などについて、もう少し具体的に明確に載せないといけない。特にインパクトの強いものを載せ、小田原市以外の人に小田原に住みたいという部分をアピールできるのが、この都市基盤の中では一番強いのではないかと思う。したがって、都市計画マスタープランに集約されるという形だけでは、少し弱いし、具体的なものが欲しい。	第7回会議
114	基本計画	都市基盤	快適で魅力ある生活空間づくり	小田原駅周辺と小田原城周辺では、文章の中でわざわざ市民と観光客に分けて書く必要があるのか疑問である。	第7回会議
115	基本計画	都市基盤	快適で魅力ある生活空間づくり	「計画的な土地利用の推進」を推進するための土地利用規制ということになれば、まちづくり三法(都市計画法、大店立地法、中心市街地活性化法)が大きな役割を持っており、これを是非文言として入れて欲しい。	第7回会議
116	基本計画	都市基盤	快適で魅力ある生活空間づくり	「都市廊」という言葉が突然出ているが、せっかく新しい言葉を入れるのであれば、もう少し全面に押し出して、しっかり位置付けした方がよい。	第7回会議
117	基本計画	都市基盤	快適で魅力ある生活空間づくり	景観形成まちづくり事業と歴史まちづくりが、エリアとして重複しているの分かれているのかよく分からない。小田原の景観施策というのは、中心市街地の方に向かって一生懸命やっていて、周辺の方のまちの景観形成というのはあまり力を入れていないのか、それが見えない。小田原は中心市街地が非常に歴史的にも魅力があるので、そこはやはり力を入れて、その力で周辺に波及効果を出そうというのはよく理解できるし、景観形成は進んでいると思うので、その辺を書き分けていった方がよい。	第7回会議
118	基本計画	都市基盤	快適で魅力ある生活空間づくり	これだけ駅がたくさんある市も他にはなく、そこに商店街があり、その景観の問題はあるはずなので、そういうところに施策が届いているのかが見えない。小田原駅と小田原城周辺のまちづくりが大切なことは分かっているのだが、それ以外の全市的なものに対してどう考えているのかが見えない。	第7回会議
119	基本計画	都市基盤	安全で円滑な地域交通の充実	若い世代が住みやすい小田原市になって欲しいので、地域交通のところで、子ども連れの方たちが出掛けやすいとか、ベビーカーで歩きやすい道とか、もう少し具体的に移動しやすいまちというのがイメージできる表現になっているとよい。基本方針に「移動制約者に配慮し」とあるが、子育て中の方が見て、「これだったら小田原市の中で、とても暮らしやすいな」と思えるような表現とか、具体的な事業計画などがあるとよい。	第7回会議

No	該当箇所			委員意見	備考
120	基本計画	都市基盤	安全で円滑な地域交通の充実	都市交通では、これだけエコカーが流行っていて、電気自動車に舵をきろうとしている時代に一言も載っていない。もう少し新しい発想で21世紀型の思い切った戦略を打ち出して欲しい。	第7回会議
121	基本計画	都市基盤	安全で円滑な地域交通の充実	エコシティを言うのであれば、もっと歩けることや自転車の施策が強くなり出すべきである。これだけ駅がたくさんあるということは、自転車のネットワークが作れるのか作れないのか、取り組むのか取り組まないのか、その辺が見えない。おそらく小田原で通勤している人にとってみると、自転車で会社まで行こうとかいう方もいるかも知れないが、そういうことに対しても、交通施策として特性を生かして、それをフォローしているのか、それから大事なエコシティということがしっかり捉えられているのかどうかが見えない。	第7回会議
122	基本計画	都市基盤	安定した水供給と適正な下水処理	予測保全をしっかりとしてもらいたいと思うので、「応急復旧体制の強化」のところに、老朽化等入れることができれば書いてもらいたい。	第7回会議
123	基本計画	市民自治・地域経営	協働による地域経営	地域運営協議会に関しては、「自治会連合会単位での地域づくりを目指し」と書いてあるが、これは自治会連合を区域としてみた場合の単位で話し合われていると思う。この書き方だと自治会連合が主体的な単位というように感じられてしまうので、「自治会連合を区域とした～」というように、一つの区域という形での自治会連合というものがもう少し分かるような表現の仕方の方がよい。	第8回会議
124	基本計画	市民自治・地域経営	協働による地域経営	市職員の地域担当制に関しては、「自治会連合を基本に」と書いてあるが、地域担当職員は、あくまでも地域のサポートという形で地域の中に入っていくことで話し合われていると思う。下請け的な仕事を極力避けるような表現にした方がよいと思うので、「自治会連合を区域とした～」というように表現の仕方の方がよい。	第8回会議
125	基本計画	市民自治・地域経営	協働による地域経営	地域資源を生かした取組が挙げられているが、協働の推進という大きなテーマとは違うのではないかと。	第8回会議
126	基本計画	市民自治・地域経営	協働による地域経営	地域運営協議会については、様々なテーマに取り組む仕組みであるとか、様々なテーマを解決する仕組みとか、そういう記述を加えた方がいきいきとする。	第8回会議
127	基本計画	市民自治・地域経営	行財政改革の推進	「現状と課題」に書いてある財政状況については、行政案が出来上がる頃と今の時点では普通地方交付税の交付団体になるなど状況が違ってきていると思う。したがって、もう少し厳しい状況であるということ表現した方がよいのではないかと。	第8回会議

No	該当箇所			委員意見	備考
128	基本計画	市民自治・地域経営	行財政改革の推進	競輪の関係については、19年度の「小田原市競輪事業検討委員会」からの報告書に基づいているということであれば、そうした趣旨を記述して「それを踏まえてこれからも…」という文章に置き換えた方がよい。	第8回会議
129	基本計画	市民自治・地域経営	行財政改革の推進	公共施設の最適化に関しては、全市的な視点から公共施設の適正な建設という言葉も書いた方がライフサイクルコストという言葉とも整合がとれると思う。そこで、公共施設の適正化のところに「建設から…」と入れて欲しい。	第8回会議
130	基本計画	市民自治・地域経営	行財政改革の推進	今後公共施設を配分する上では、人口減少下において地域をコンパクト化していくことになるので、できるだけ利便性が高く、空き店舗対策を含めて、既存の施設を活用していく方向に行かざるを得ない。こうした地域施設を整備する際の考え方を少し書いておいた方がよい。これまでの公共施設の発想ではなく、既にあるものについては活用を一生懸命考え、新たに地域でニーズが出てくるものについては、住民の利便性を優先して公共施設の適正配置を考えるというようなことを打ち出すと効率的な行財政運営もできると思う。	第8回会議
131	基本計画	市民自治・地域経営	広域行政の推進	市町合併については、市長が明確に「近隣の中で申し入れがあれば真摯に対応させてもらう」と言っているので、総合計画として曖昧な表現になってしまうのはおかしい。明確に市長のスタンスを書くべきではないか。	第8回会議



「史跡小田原城跡本丸・二の丸植栽管理計画」の 白紙撤回を求める陳情書

小田原市教育委員会 教育長 前田輝男殿

陳情趣旨

小田原市教育委員会は本年5月31日、「史跡小田原城跡本丸・二の丸植栽管理計画」を策定し、発表した。

植栽管理計画はその基本理念の中で、市制の節目に再建、整備してきた天守閣、常盤木門、住吉橋、銅門や馬出門等を近世小田原城を代表する城郭建築として位置づけ、これらの城郭建築がどこからでも眺望できることこそ史跡としての景観の回復であるとして、「8箇所のビューポイントを設定し、ここから天守閣や常盤木門等の視界を遮っている樹木の伐採等については、史跡整備を待たずに早急に行う必要があるため、短期実施計画として位置づけ、概ね5年間の計画で樹木の整理を実施する。」と述べている。

もし、この短期計画が実施されれば、城址公園から松の古木やクスノキ等の大樹300本近くが消滅し、城址公園の深い緑の大半はなくなってしまうであろう。

天守閣広場やその法面からは、松52本、クスノキ32本等、合計97本もの樹木が伐採され、数本の桜と常盤木門南西の松の老木が残るのみであり、広場の木陰はことごとくなくなってしまうだろう。

城内臨時駐車場として使われている御用米曲輪も北東側土塁上のクスノキの大樹40本がその他の樹木30本とともになくなれば、旭丘高校校舎のコンクリート壁がむき出しに見えてしまう。

南曲輪では、郷土文化館北側のクスノキと松の巨木、東側のクスノキと杉の大樹がなくなり、図書館を取り囲むように茂っている14本のクスノキと杉も伐採されてしまう。まわりの緑をうしないコンクリート壁の図書館の背後に、やはり周囲の緑をうなった天守閣や常盤木門が遠望される景色を眺めて、市民や観光客は喜ぶであろうか。

旧城内小学校のあった二の丸主部では、松32本、クスノキ21本、その他11本が伐採もしくは相当の枝下ろしをされることになっている。学橋をわたるときに右手にそびえるクスノキの深い緑は、もはや堀の水面に葉陰を映すこともないほど無惨に枝下ろしされてしまうだろう。

御感の藤の横、お茶壺橋を渡り、すぐ右手に見えるクスノキの大木も正面に見える5本の松の古木も、天守閣や常盤木門の視界を遮るとの理由で伐採されてしまう。

松やクスノキの緑に見え隠れしていた天守閣や常盤木門。もはやこのような風情はなく、城址公園の深い緑は無くなってしまう。「植栽管理計画」というより、「植栽伐採計画」とよぶのが妥当であろう。

陳情項目

私たちは以下の理由で市の「植栽管理計画」の白紙撤回を求める。

- 1 天守閣や常盤木門等への眺望を確保するためだけに百年以上も樹齢のある松、クスノキ等の樹木300本近くを伐採することは市民の憩いの場である城址公園の貴重な緑を奪うことであり、容認できない。

- 2 本市の重要な観光資源でもある小田原城址から深い緑を奪うことは、その観光価値を台無しにするものであり、容認できない。
- 3 城址の緑がいかにあるべきかは、街づくりの重要なテーマである。十分な判断材料を市民に提供し議論すべきなのにそれがなされていない。

平成22年9月8日

小田原城址の緑を守る会

小田原市 久野3487-6	鈴木 志真夫	小田原市 扇町2-7-7	宍倉 正弘
柳新田79-10	阿部 正	栢山2807	杉本 久雄
十字4-1033	飯田 和	久野3487-6	鈴木 加代子
城山3-22-10	井上 園子	早川2-13-16	鈴木 英之
城内2-16	宇佐美 裕子	酒匂2-42-3	常盤 欣二
栄町1-11-2	大垣 博正	本町2-7-11	樋口 信雄
浜町3-1-12	大南 勝彦	寿町4-21-21	日比野 正男
早川3-6-3	小田 淳	板橋617-2	二見 彰彦
南町4-9-33	角田 幸子	城山3-14-14	益田 昌子
早川858	笠木 昭夫	城山4-1-11	松本 茂
板橋932	川添 猛	城山1-4-1-703	三浦 雅彦
南町3-1-52	小西 絢子	城山4-4-5	山際 丈治
本町4-2-48	小西 紀子	城山1-24-20	米山 峰夫 (夢枕 猷)

小田原市長
加藤憲一様
小田原市教育長
前田輝男様



「小田原城跡本丸・二の丸植栽管理計画」についての見解と要請

貴市教育委員会は、「史跡小田原城跡本丸・二の丸植栽管理計画」を「史跡小田原城跡本丸・二の丸植栽管理計画策定委員会」の答申に基づき、本年5月31日付で策定し、公表しました。

当計画に対する本学園の見解と要請を以下に申し述べます。

●小田原城址の緑の大半が失われる植栽管理計画。

この「史跡小田原城跡本丸・二の丸植栽管理計画」は、基本理念として「天守閣や城門等」の「史跡としての景観を図る」ことを第一におき、「8箇所のビューポイントを設定し、ここから天守閣や常盤木門等の視界を遮っている樹木の伐採等については、史跡整備を待たずに早急に行う必要があるため、短期計画として位置づけ、概ね5年間の計画で樹木の整理を実現する。」としています。

これが計画通り実施されれば、100年以上の樹齢がある松の古木やクスノキの大樹等、約300本近くの樹木が伐採ないし相当の枝下ろしをされ、城址公園は多くの緑を失い、その自然環境は一変してしまいます。

●「御用米曲輪環境整備」計画で3年間のうちに本学園を囲む緑及び潤いのある史跡空間が無くなります。

貴市の、本学園に対する植栽管理計画に係っての説明会で明らかにされた「御用米曲輪環境整備」計画は、本学園校地に隣接する土塁を江戸末期の状態に復元・再建し、その上部地面は芝生とし米蔵の礎石の位置を表示、桜の木を植えるというものです。

これに伴い土塁上の樹木、樹齢百年ともいわれるクスノキの大木約40本と雑木約30本が全面的に伐採されます。そうなれば、本学園の校地の南西面を覆う豊かな緑は消失し、市民・観光客が通行するゾーンと本校校地との緩衝地帯がなくなり校舎の壁や生徒の学習と生活の活動がまる見えになってしまいます。

この計画は、平成22年度内に実施計画を立て、その後平成22年度～25年度の3年間で実施するとしています。

●本学園と近隣住民、市民への「説明による同意」を得る手立てが欠如。

この計画は、公教育機関たる本学園の財産権・教育権及び環境権に直接関わる性格のものであり、重要な当事者である本学園に対し、「説明による同意」と「説明責任」が深く求められる事柄と考えます。

しかしながら、貴市からは本学園に対し何ら事前の説明や相談がなされていない状況のなかで、本年5月31日付でこの計画を策定・公表しました。6月30日に貴市文化財課長が別件で本学園を訪問した際、「史跡小田原城跡本丸・二の丸植栽管理計画」（計画書）を渡されました。本学園ではこの計画の内容のもつ重要性を考慮し、翌7月1日、文化財課（課長）にこの計画の内容説明を求めに行きましたところ、本学園校地に隣接する土塁を「御用米曲輪環境整備」計画にそって江戸末期の状態に復元するため、その上部地面は芝生とし、米蔵の礎石の位置を表示をし、桜の木を植えるという説明がありました。

本学園は、このような計画は本学園（私学）の存立基盤をなす財産権・教育権や環境権に直接関わる重大な問題であることから、早急に貴市文化財課において本学園に対し説明会の場を持つよう要請し、8月4日と8月31日の2回その場が持たれました。これはすでに貴市において「史跡小田原城跡本丸・二の丸植栽管理計画」の概要について7月5日の記者会見と「広報小田原」8月1日号とによる報道がなされた後のことです。

実施しようとする計画が影響を及ぼす当事者に対し、その内容を説明し同意を得て進めることは、今日の行政手続法に精神に添っても、行政としての当然の責務と考えます。本学園の教育活動と学校運営に重大な影響を与える計画について、実施の間近に至るまで相談も説明もなく、公表や報道を先行し、本校の要請によってはじめて説明会を開くという貴市行政の姿勢には、驚きを禁じえず、かつ、はなはだ遺憾です。

重大な利害関係者である本学園に対するこのような行政手法のあり方は、地域住民や市民に対しても同様で、計画の「説明による同意」を得るようにするために広く意見を聴くといった手立てはいまだとられておりません。

●住民・市民、子ども・生徒、生き物の環境を守る視点、まちづくりの視点がない—2つの計画の問題点。

私たちは、1998年1月17日に、城内一・二番地住民有志、新名学園旭丘高等学校、旭丘高等

学校生徒会の三者により「城内一・二番地まちづくり憲章」をつくり、次のように宣言しました。

1. 私たちは、小田原城の史跡と共生し、ここに住み続け、学び続けます。

1. 歴史的景観と緑豊かな環境を守り、品格を備えた、全市民から愛される文化的まちをつくることに努めます。

この「まちづくり憲章」の立場から、貴市の計画の問題点が見えてまいります。

それは、これらの計画が、「小田原城跡の歴史的景観と遺構の保全を図る」といった視点のみから「天守閣や常磐木門等への眺望を確保する」ための樹木の伐採・枝下ろしをしようとしたものであり、小田原城址の緑（緑地）がどうあるべきかをとらえる次のような視点が欠落していることです。

- ①市民の憩いの場としての小田原城址の環境を形づくって来た存在として緑をとらえる視点。
- ②本学園の生徒の学習と発達の環境として緑をとらえる視点。
- ③近隣住民の住環境をとらえる視点。
- ④多様な生物の生命を育む生態系として緑をとらえる視点。

●要請事項

本学園は、以上述べたところの問題点に照らして、「史跡小田原城跡本丸・二の丸植栽管理計画」と「御用米曲輪環境整備」計画の2つの計画について、以下のことを求めます。

1) これらの計画を凍結ないしは白紙にもどし、抜本的に再検討してください。その際、これらの計画によって重大な影響を受ける当事者である本学園と近隣住民及び広く市民の意見を聴し、市民参加でこれを進め、市民理解・市民合意の得られる計画づくりをしてください。

そのために、当面、次のことを求めます。

- ①本学園への「説明による同意」を得るための継続説明会を開くこと。
 - ①広く市民を対象とした現地見学会・説明会を開くこと。
 - ②近隣住民への説明とヒアリングの場をつくること。
 - ③生徒を含む本学園関係者からのヒアリングと懇談の場をつくること。
- 2) 「小田原城跡本丸・二の丸整備基本構想」に基づく史跡整備は、今後50年、100年の計をもってする長期的で未来性の高い全市の事業であるがゆえに、日本国憲法が保障する学園の財産権・教育権及び住民・市民のまちづくり権・環境権等の住民が有する諸権利を十全に尊重し、それとの調整を図りながら合意形成をする必要があります。

申すまでもなく史跡整備の根拠法である日本国憲法に基づく文化財保護法でいう「国民的財産」とは、旧憲法が国民主権の現憲法に改められたことから見て、国家的財産ではなく、国民共有の財産ということになります。ゆえに、「財産権は、これを侵してはならない」（第29条）と定めた日本国憲法のもとにある文化財保護法には、私有地を強制的に収用・使用する規定はなく、史跡内の土地所有者の財産権や、文化財保護法の実現する上で「生きた文化財」とも言える学校の公共性との調整を図りながら史跡整備を進めることが法にそった道理です。このような性格から、史跡内の住民及び本学園の財産権や教育権、環境権などに配慮した長期計画と中間政策をつくり、合意形成に務めるべきものと考えます。

3) 小田原城址の緑や植生がどうあるべきかは、市民対話と合意に基づくきわめて重要な課題であります。それゆえに、本学園、近隣住民及び小田原市民に必要な判断材料を提供すべきであると考えますので、新名学園及び旭丘高等学校六者懇談会が主催する公開まちづくりシンポジウムにぜひ参加してください。

貴職が「持続可能な市民自治のまち」とした市の将来像を掲げ、2011年度からスタートする新総合計画を「市政への市民参加」を重視してその策定を進めておられることからしても、本学園の見解と要請の趣旨をご理解いただき、貴職において問題解決のためのイニシアティブを発揮していただきたいと思っております。

以上

2010（平成22）年9月24日

学校法人新名学園 理事長 水野浩
新名学園六者懇談会

旭丘高等学校	学校長	水野浩
	P T A会長	岸田三和
	同窓会会長	市橋美枝子
	神奈川父母懇談会旭丘支部代表	内堀昭子
	職員組合委員長	堀内文兵

旭丘高校の教育を守る会 筆頭代表
千葉大学名誉教授 三輪定宣
旭丘高等学校生徒会 会長 吉川武史

史跡小田原城跡本丸・二の丸植栽管理計画

現地見学会・説明会 次第

【日 時】 平成22年9月26日（日）
13:30～15:00（現地見学会）
15:30～17:00（説明会）

【場 所】 小田原城址公園内（現地見学会）
三の丸小学校 ふれあいホール（説明会）

1 現地見学会

2 説明会

(1) あいさつ

(2) 説 明

(3) 質疑応答

史跡小田原城跡本丸・二の丸植栽管理計画について

1. 計画の経緯（位置づけ）

小田原城址公園の樹木については、中心市街地の貴重な緑として、市民に親しまれていますが、次のようなことも指摘されてきました。

- (1) 繁茂した樹木が天守閣をはじめ、再建・復元した歴史的建造物の視界を遮ること。
- (2) 石垣や地下遺構などを損壊する可能性があること。
- (3) 樹木倒壊などを未然に防止し、市民・来訪者の安全を確保する必要があること。

このような中で、平成20年3月に史跡小田原城跡調査・整備委員会（委員長 小和田哲男）から、「史跡小田原城跡本丸・二の丸植栽管理指針」が提言されました。

本計画は、この提言を受けて策定されたもので、今後の城址公園における植栽計画の統一的な考え方（基本方針）を示したものです。

2. 基本理念

本計画の基本理念は、次の4点です。

- (1) 史跡としての景観の回復
- (2) 遺構の保護
- (3) 来訪者の安全確保
- (4) 適切な維持管理

なお、本計画におけるビューポイントとは、「史跡としての景観」確保のことです。

3. 今後の進め方

史跡の整備と緑・環境との共存を基本に、植栽管理は史跡整備計画の中に位置づけ、その一環として行うことを原則としています。ただし、ビューポイントの視点から史跡整備を待たずに処理する必要のあるものについては、短期実施計画に位置付けることにしています。

なお、いずれの場合も市民の方々への説明の場、意見を伺う機会を設けながら進めます。

(1) 史跡整備

① 馬屋曲輪整備

平成21・22年度に整備している馬屋曲輪については、今年度に南側の土塁上(透谷碑周辺)の松等を伐採します。

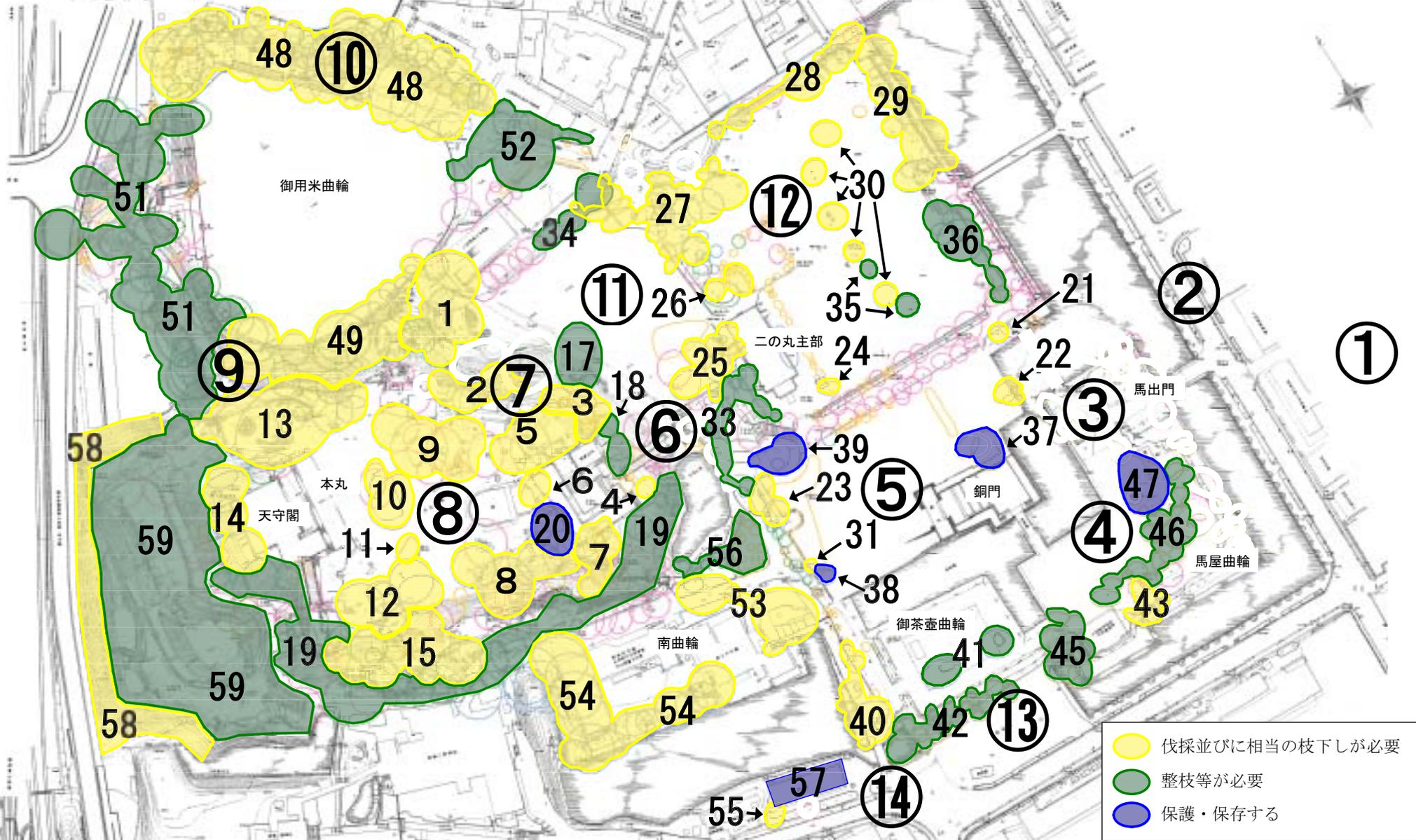
② 御用米曲輪

今年度中に、整備実施計画を策定する中で、植栽の在り方を検討することになっています。

(2) 短期実施計画

今後、専門家等で構成する植栽に係る委員会を設置し、一本一本の樹木について具体的な検証・検討しながら、順次、計画を策定することになっています。

平成22年9月26日現地見学会 説明位置図



史跡小田原城跡本丸・二の丸植栽管理計画に係る現地説明会及び説明会

番号	史跡としての景観回復ポイント	樹種	本数	管理方法	影響等	備考
本丸						
1	(8)裏門跡付近	クスノキ	1	伐採・枝おろし	地下遺構	
		ムクノキ	3	伐採・枝おろし	地下遺構	
		その他		伐採・枝おろし	地下遺構	
2	(3)お堀端通り・(8)裏門付近	松	4	伐採・枝おろし	地下遺構	
3	(3)お堀端通り	松	10	伐採・枝おろし	地下遺構	
		その他		伐採・枝おろし	地下遺構	
4	(1)馬出門(3)お堀端通り	松	1	伐採・枝おろし	視界	
5	(3)お堀端通り(6)常磐木門	松	3	伐採・枝おろし	地下遺構	
		クスノキ	1	伐採・枝おろし	地下遺構	
6	(1)馬出門(3)お堀端通り	松	1	伐採・枝おろし	常磐木門および視界	
7	(1)馬出門(7)お茶壺橋付近	松	7	伐採・枝おろし	常磐木門および石垣	
8	(1)馬出門(7)お茶壺橋付近	松	1	伐採・枝おろし	石垣・地下遺構	
		クスノキ	3			
9	(6)常磐木門(8)裏門跡付近	松	10	伐採・枝おろし	地下遺構	
10	(3)お堀端通り(6)常磐木門(7)お茶壺橋付近(8)裏門跡付近	松	5	伐採・枝おろし	地下遺構	
11	(2)本丸巨木前から(3)お堀端通り(7)お茶壺橋付近	松	1	伐採・枝おろし	地下遺構	
12	(2)本丸巨木前から(7)お茶つぼ橋付近	クスノキ	8	伐採・枝おろし	地下遺構	
		松	1			
13	(4)小田原駅(5)青橋付近(8)裏門跡付近	クスノキ	17	伐採・枝おろし	石垣	
		松	1			
		シラカシ	1			
14	(5)青橋付近	シラカシ	3	伐採・枝おろし	石垣	
		タブノキ	1			
		その他				
15	(7)お茶壺橋付近	松	7	伐採・枝おろし	石垣	
		エノキ	5			
		クスノキ	2			
		その他				
小計			97			

番号	史跡としての景観回復ポイント	樹種	本数	管理方法	影響等	備考
16		さくら			地下遺構	表示なし
17		クスノキ	1	整枝		
18		イヌマキ	1	整枝	常磐木門	
		モミジ	1			
19		クスノキ	数十本	整枝		
		エノキ				
		その他				
20		松	1	保存		
二の丸主部						
21		アラカシ	1	伐採・枝おろし	視界	
22	(1)馬出門	松	3	伐採・枝おろし	視界	
23	(1)馬出門	松	1	伐採・枝おろし	視界	
		クスノキ	1		視界	
24	(3)お堀端通り	松	1	伐採・枝おろし	視界	
25	(3)お堀端通り	松	7	伐採・枝おろし	地下遺構	
		クスノキ	1			
		エノキ	1			
		杉	3			
26	(3)お堀端通り	松	2	伐採・枝おろし	地下遺構	
27	(3)お堀端通り	松	15	伐採・枝おろし	地下遺構	
		クスノキ	1			
		イチョウ	1			
28	(3)お堀端通り	クスノキ	7	伐採・枝おろし	地下遺構	
29	(3)お堀端通り	クスノキ	10	伐採・枝おろし	石垣	
		杉	1			
		スダジイ	2			
30	(3)お堀端通り	松	3	伐採・枝おろし	地下遺構	
		杉	1			
		サワラ	1			
31		クスノキ	1	伐採・枝おろし	ビヤクシン樹勢 阻害	
小計			64			
番号	史跡としての景観回復ポイント	樹種	本数	管理方法	影響等	備考

32		さくら	数十本	整枝	補植・移植	
33		クスノキ	6	整枝	土塁・遺構	
		イヌマキ	1			
		エノキ	1			
		ムクノキ	1			
		その他				
34		クスノキ	2	整枝		
35		タイサンボク	1	整枝		
		ヤマモモ	1			
36		スダジイ	数本	整枝		
		エノキ	数本			
		クスノキ	数本			
		松	数本			
		その他				
37		松	1	保護・保存		
		イヌマキ	1			
38		ビャクシン	1	保護・保存	市天然記念物	
39		イヌマキ	1	保護・保存	市天然記念物	
		タブノキ	1	伐採・枝おろし	支障木	
御茶壺曲輪						
40	(7)お茶壺橋付近	松	5	伐採・枝おろし	地下遺構	
		クスノキ	1			
41		クスノキ	4	整枝		
42		松	15	整枝		
馬屋曲輪(整備中)						
43		松	2	伐採	史跡整備	
		その他		伐採	史跡整備	
44		さくら	2	整枝		
45		松	5	整枝		
		その他				

番号	史跡としての景観回復ポイント	樹種	本数	管理方法	影響等	備考
16		松	16	整枝		

46		その他				
47		松	1	保存		
御用米曲輪(整備予定)						
48	(4)小田原駅	クスノキ	40	伐採・枝おろし	史跡整備	
		その他	30			
49	(4)小田原駅(8)裏門付近	杉		整備	曲輪とり	
		クスノキ				
		その他				
50		さくら		整枝		
51		かし		整枝	地下遺構	
		その他				
52		クスノキ		整枝	地下遺構	
		その他				
南曲輪						
53	(7)お茶壺橋付近	クスノキ	2	枝おろし		
		松	1			
		杉	1			
54	(7)お茶壺橋付近	クスノキ	14	伐採・枝おろし	石垣	
		杉	1	伐採・枝おろし	石垣	
55		松	1	枝おろし		
56		ケヤキ等	数十本	整枝	地下遺構	
57		藤		保護		
屏風岩周辺						
58	(5)青橋付近	クスノキ		枝おろし		
59	(5)青橋付近	さくら		整枝		
		松				

植栽管理計画のよくある質問（Q&A）

城址公園の植栽管理は、安全確保のために行う危険な樹木の整理などの日常管理のほかは、史跡整備計画に位置づけて、その一環として行うことを原則としています。しかし、史跡整備には多年の年月を要します。そのため、史跡としての景観の回復（ビューポイント）の視点から史跡整備とは別に処理する必要のあるものを、短期実施計画としました。

Q1 「伐採並びに相当の枝下しが必要な樹木」約260本の木を伐採するのですか？

A1

対象となっている約260本の樹木を、すべて伐採するものではありません。ほとんどの樹木は「枝下し」になると想定しています。

Q2 「伐採」と「相当の枝下ろし」の違いは何ですか？

A2

ここでいう「伐採」とは、樹木を根元から切り取ることです。「相当の枝下し」とは、枝を切り取って樹木の丈や幅を短くつめることです。

Q3 植栽管理計画に示された短期実施計画は、どのように進められるのですか？

A3

短期実施計画の実施にあたっては、今後、植栽に係る委員会を設置し、一本一本の樹木について具体的な検証・再確認をしながら、順次進めていきます。

その際にも、市民の皆様への説明の場、意見を伺う機会を設けます。

Q4 植栽に係る委員会はいつ設置するのですか？委員はどのような人ですか？

A4

今年度中のできるだけ早い時期に発足させる予定です。委員の構成は、史跡や植物などに関連する専門家や市民の方をお願いする予定です。

Q5 今現在、具体的に史跡整備が計画されているところはどこですか？

A5

馬屋曲輪は、平成21・22年度に史跡整備をしています。
また、現在、臨時駐車場として使用している御用米曲輪（ごようまいくるわ）は、平成22年度中に整備実施設計を策定し、平成23～25年度に史跡整備を行う予定です。

Q6 御用米曲輪のクスノキは切るのですか？

A6

御用米曲輪は、平成23年度から整備を実施する予定です。米蔵があった土塁上には、旧野球場の観覧席やフェンスとともにクスノキがあります。観覧席等の撤去は行いますが、クスノキは可能な限り残せるよう、整備実施設計に位置付けたいと考えています。

Q7 天守閣南側(図書館側)はなぜ伐採されたのですか？

A7

近年、異常気象等により樹木が倒れる被害が発生し、また、防犯上の観点からも、来訪者の安全を確保する必要性が指摘されてきました。そのために、危険な樹木の伐採と下草の刈取りを、城址公園の日常の植栽管理の一環として実施したものです。

Q8 今後も説明会は開催されるのですか？

A8

9月26日の説明会以降も、現地における説明会など、様々な機会を捉えて、市民の皆様に対する説明の場、意見を伺う機会を設けます。
これからも、樹木は極力残し、史跡と緑・環境とが共存できるような方策を検討してまいりますので、ご協力をお願いします。